

令和5年第4回 飯塚市議会会議録第2号

令和5年6月26日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第7日 6月26日（月曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。
9番 佐藤清和議員に発言を許します。9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

それでは一般質問を行います。皆さん御存じのとおり、子どもたちの数は減り続けています。文科省の資料では、義務教育段階の子ども数は、2009年に1074万人だったものが2019年には973万人、10年間で9.4%の減少です。一方で特別支援を受ける子どもの数は、同じ時期に25.1万人から48.6万人と約2倍になっています。2005年に施行された発達障害支援法、2012年の児童福祉法等の改正により、放課後等デイサービスなど、障がい児支援の強化が図られています。そこで大切なのは、個人の情報に留意しつつ、就学前と就学後の連携を図り、子どもたち、家庭に真に必要なサービスを提供することだと考えます。一方で、放課後等デイサービスの事業者の倒産が増えている状況にも危惧を感じております。

まず最初に、本市の「障がいを持つ子どもたちの状況について」お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

令和5年4月1日時点で、障がい児通所支援の利用者は753人です。利用者のうち、障がい者手帳等の所持者は289人で、医師の診断書等により療育が必要とされた児童は464人となっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

それでは、本市の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の状況について、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市、市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数ですが、令和5年度5月1日調査で

は516名で、令和4年度と同調査から70名の増加となっているものでございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

本市の状況は分かりました。では、そういった子どもたちに対して、最初の支援となると思われるのが就学前の取組です。どのようなことをされているのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

就学前のお子様に関しましては、子育て支援課母子保健係の保健師が中心となって関わっていることから、子ども政策担当である私のほうから答弁させていただきます。乳幼児健診の時期から、市の保健師はお子様とご家族に寄り添い、発達に関しての不安や悩みに関するご相談をお受けいたしております。また、運動や言語、心理の面で支援の必要があると思われるお子様に対しまして早期のフォロー、また療育を必要とするお子様への支援の方向性を導き出す目的といたしまして、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士によります個別相談を行っております。さらに保育所、こども園及び幼稚園に通園をしているお子様に対しましては、巡回相談という方法で公認心理士、臨床心理士が園を訪問いたしまして、集団生活における発達の状況を確認した上で、それに即した専門的なアドバイスを行っております。これらの個別相談や巡回相談などで発達に不安のあるお子様がいらっしゃった場合、作業療法士や言語聴覚士などの意見を添え、児童発達支援センターにつなぐことで、発達が気になるお子様の早期発見、早期支援を行い、お子様の健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減を図っております。

なお、小学校へ入学する際には、該当するお子様の就学する学校へ巡回相談を担当している公認心理士と保健師が訪問いたしまして、お子様のこれまでの状態や支援の方法など直接学校担当者へ引き継いでおります。また、直接訪問での引継ぎが難しい場合には、学校教育課を通じ、文書にて引継ぎを行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

巡回相談等以外で支援が必要と思われる未就学児は、どのようなサービスへとつなげていくのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

本市では、子どもなんでも相談を開設しています。その中で、発達やお子様の状況等で不安がある保護者から相談があった場合には、子育て支援課の保健師や2市1町で設置している障がい者基幹相談支援センターと連携し、障がいの早期発見につなげるとともに、児童福祉法に基づき必要な場合は、日常生活における基本的動作の習得や、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応の訓練を行う児童発達支援サービスの利用につないでいます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

発達障がいの特性を持った子どもさんの相談窓口としては、これらのほかにテコテコがあると思いますが、どのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

テコテコは、相談部門のトントンと療育部門のココ・カラ、ソバニを設置しております。テコテコの人員体制としましては、医師、保育士、心理士、作業療法士、社会福祉士、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者、看護師、介護職員、理学療法士、精神保健福祉士を配置しています。相談部門のトントンでは、ご家族や保健師等からの相談を受け、基礎情報や相談概要等の把握を行い、ケース会議での児童の対応計画、保護者面談、嘱託医の診察や検査等について検討を行います。対応計画の作成後は、相談者に説明を行い、他機関への照会を行っております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

テコテコで相談を受けた児童が市内の児童通所事業所を利用するケースもあると思いますが、その児童に合った事業所を案内できるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

保護者の方には、発達障がい等の特性を持った子どもさんのためのスペシャルサポートガイドブックを配付し、飯塚圏域の事業所の案内をしております。保護者と障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が話し合い、具体的な支援について、障がい児支援利用計画を作成し通所される事業所を決定されています。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

私が問題としているのはここなんです。結局、ガイドブックをもらって、保護者が自分で事業所を見て、そこでどこに通わせるのかを決める。やはりそこがちょっと不安なところなんです。それは後で言います。

それでは入学後の取組について、入学後の子どもたちの取組について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

小学校入学後の発達障がいの特性を持った児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行う放課後等デイサービスの利用ができるようになっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

それでは放課後等デイサービスの利用状況について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

このサービスが始まりました平成24年度は95人だった利用者は、その後、平成25年度は87人、26年度は98人、27年度は126人、28年度は180人、29年度は231人、30年度は280人、令和元年度は317人、2年度は352人、3年度は405人、そして4年度は487人と、利用者が毎年増加しており、平成24年度から約5.1倍になっておりま

す。これは国においても、平成24年度が5万3590人で、それ以降は、本市と同様に伸びており、令和4年度は8月までの実績ですが、30万1837人と約5.6倍になっています。今後もこの傾向は続くものと思われます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

サービスを提供する事業者数や従事者の資格はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

本市内の放課後等デイサービスを提供する事業所数の推移は、各年度4月1日の数字では、開始年度である平成24年度が3事業所であったものが、平成25年度が4事業所、26年度が4事業所、27年度が5事業所、28年度が7事業所、29年度が14事業所、30年度が17事業所、令和元年度が18事業所、2年度が23事業所、3年度が22事業所、4年度が36事業所、5年度が38事業所となっており、事業所数も平成24年の約12.7倍に増加しています。この率につきましては、当初の数が極端に少ないため非常に多くなっているものです。これは国においても同様に、平成24年度の2887事業所が、令和4年度には1万9178事業所となっており、約6.6倍と大きく伸びております。放課後等デイサービス事業所は、管理者が1名、児童発達支援管理責任者が1名、児童指導員または保育士の配置が必要です。児童指導員等の人員につきましては、サービスの利用者数に応じた配置が必要となっております。また、機能訓練や医療的ケアを行う場合には、看護職員等を配置することとされております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

事業者に対する本市の関わりについて、お尋ねいたします。全国的にも、障がい者への虐待が問題となっておりますが、本市でもそのような実態があるのか。また、本市として虐待を未然に防ぐためには、どのような取組が行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

事業所の従業者による障がい児虐待の通報があった場合は、本市が通報を受け、当該事業所への立入調査等により、確認と改善指導を行い、虐待の事実があると認められた場合には、県に報告を行います。令和4年度につきましては、児童通所施設における虐待の疑いがある通報が、5件寄せられ、調査を行いました。障がい児虐待と認められるケースはございませんでした。虐待を未然に防ぐ取組ですが、飯塚市、嘉麻市、桂川町と障がい者基幹相談支援センターが連携し、養護者や従事者を対象とした障がい者虐待の研修を行っております。また、2市1町で障がい者虐待防止センターを設置し、虐待案件の通報が起こった場合に迅速に対応できる体制を整えております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

放課後等デイサービスは、手帳を所持していない児童でも、一定の条件を満たせば利用できることから、利用しやすいサービスとなっており、先ほど答弁がありましたように、確実に利用者も事業者も増加しています。また、事業者の急増は、質の低下にもつながるのではないかと心配

をしています。保護者は、その子が本当に必要なサービスを提供してくれる事業所を選ぶことに対して大きな不安があると思います。福岡市や北九州市では、総合的な療育センターが設置されております。本市でも、テコテコなどの機能強化をし、良質なサービスの確保を行っていただきたいと考えます。事業所の事業者は、虐待に対しては、市が積極的に対応しているということは分かりましたが、事業者の指定や人員の基準に対する指導の権限は県であることから、定員超過などによる事業者のストレスが原因となる虐待を防止するためにも、県としっかり情報を連携できるようにしていただくだけではなく、市としてできることについての取組を検討していただく必要があるのではないかと考えます。ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

次に、学校における特別な支援を必要としている児童生徒への入学後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず入学に当たっては、障がいの種類やその程度により入学後、特別支援学級での学習が適切と判断する必要があることから、教育上必要な支援の内容や本人、保護者の意向、専門家の意見等を総合的に勘案して、入級の決定をしております。通常学級に在籍している児童生徒で、特別な支援を必要としているお子様には、特別支援教育支援員を配置し、個別の支援が行えるように、環境整備に努めております。通常の学級での学習におおむね参加が可能ですが、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒に対しては、通級による指導を行っております。併せて、保護者や教職員に対しては、児童の発達に関する巡回相談・支援事業を行い、児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等についての相談に応じております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

今、答弁の中で通級による指導という答弁がありました。それでは、通級指導教室の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和5年度5月1日調査では、通級指導教室に在籍する児童生徒は、小学校が33名、中学校が16名となっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

就学前の子どもさんを通級指導教室に通わせることができるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒となっております。通級による指導を行う場合には、通級指導教室を設置している他の学校で指導を受ける場合でも、在籍校の授業とみなすことができるように、その子どもに応じた特別な教育課程を編成することになっております。通級での指導は、学校教育課程での活動となることから、入学前の児童を小中学校に設置する通級指導教室に在籍させることはできないようになっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

在籍させることはできない。指導を受けることもできないと考えてよろしいですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

指導のほうもちょっと難しいものでございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

就学前の子どもたちは、結局ガイドブックをもらって、事業所を見て歩いて、どこに通わせるのか、自分で選ぶわけですね。学校に行ったら、指導を受けて、どういう訓練をすればいいとか、どういうことをすればいいとか、できるわけです。やはりここで僕はどうしても差異ができるんじゃないかと。ぜひとも小学生のそういうお子さんをお持ちの方に、就学前に苦労したことがないとか、そんな意見をぜひ聞いていただいて、就学前のサービスにもつなげるようにしていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

それでは次に、障がいを持つ子どもさんや、特別な支援を必要とする子どもさんの増加に対して、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

障がいを持つお子さんや特別な支援を必要とする子どもの増加に伴い、個々に応じた対応も多様化、複雑化してきていると思われまます。学校においては、今後も特別支援学級を担当する教員の指導力向上や、特別支援教育支援員の支援の在り方の理解を深める研修等を充実させてまいります。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

就学前児童関連施設や市役所内の関係部署の連携も必要と思われまます。どのように今後取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

毎年開催しております保育園、幼稚園、小学校での連絡会では、子どもの進学に当たって様々な情報交換をしております。また、就学指導委員会には、子育て支援課の保健師もメンバーとして入っており、子どもの発達支援や学習内容の判断のために協力して取り組んでおります。子どもが発達段階に応じて継続的で適切な学びができるように、今後も就学前児童関連施設と、小学校と中学校の連携を深めるとともに、市役所内の関係部署との密な連携も図り、支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

これまでの答弁をお聞きする中で、就学前から子どもの発達を見ている保健師さんの役割が大

きいのではないかと気にかかります。保健師さんは、発達障がいなどの特性をお持ちの子どもをつなげて終わりではなく、その後も定期的にフォローされていると聞いております。先ほどの答弁であったように、各種事業の中で、気にかかる子どもを学校や社会・障がい者福祉課等へつなげているとのことでしたが、対象の子どもたちが増えている中で、本当に対応ができるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

質問議員がおっしゃいますとおり、保健師の業務は、妊娠期から出産に関する心と体のケアに始まり、特定妊婦の支援、お子様の成長に合わせた発達の様子を確認しながらの育児相談や、虐待対応まで幅広いものとなっております。限られた職員体制の中ではございますが、発達等に偏りのあるお子様を早期発見、早期対応していくには欠かせない職務であると考えておりますので、今後とも関係各課と連携しながら業務を行ってまいりたいと考えております。

国においても、妊産婦伴走相談支援事業を行うなど、妊娠期から出産、乳幼児期において、保健師を中心に寄り添った支援が必要であると考えられており、さらに関連事業が拡大していくことが今後予想されます。

ご指摘のように、対象の子どもたちが増えていく中で、適切な支援を十分に行っていくために、業務の効率化を図っていくことは当然のことながら、新規事業も見据えた人員の確保の必要性もあると考えるところでございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

現在、国のほうでは、ニュースや新聞で目にする機会も多い少子化や児童虐待、ネグレクトなどの問題を解消すべく、2023年4月1日に「こども家庭庁」を発足いたしました。また、異次元の少子化対策を打ち出すなど、子どもを取り巻くあらゆる施策を市町村へ実施していくよう要請してくると思われれます。そうすると、ますます市職員、とりわけ専門職である保健師さんの役割は一層増えてくると考えられます。そのところを十分考慮して、次年度以降、職員体制を充実していただきますことを強く要望いたします。

また、これは保護者から聞いた話ですが、放課後等デイサービス等の施設が増えていっている中で、子どもをどこの施設に行かせればいいのか、その施設は療育的にいいのか、悪いのか、預けたとしても、全く子どもの変化が見られず、このまま預けていて大丈夫なのか、そういった気がかりがあったりすることを、どこに相談すればいいのか分からないといった声がありました。保健師さんはもちろん、社会・障がい者福祉課も相談は乗るでしょうけど、施設のよしあしはもちろん、特定の施設がいいとは言えず、結局保護者が1人で決めなくてはならないのが現状です。このようなときに、保護者がどのようにすればいいのか、誰に相談すればいいのか、そもそも増えていっている施設側へ教育は誰がするのかといったところを整理していただいて、発達障がいなど特性を持ったお子さんをお持ちの保護者が安心して預けられるような取組や、学校を含めて、保健師さんや社会・障がい者福祉課などの連携を進めていただきますよう要望して、この質問を終わります。

次に、「学校教育について」、質問いたします。

私は、教職員の方々の働き方改革を推進することによって、子どもたちがもっと生き生きと学校で過ごすことができ、学校に安心して通うことができると考えます。また、教職員の方々に余裕が生まれることにより、保護者や地域住民の学校への信頼度や満足度が上がると思います。教職員の方々が、本来の仕事に集中して取り組めるようにすることで、子どもたち一人一人に向き

合う時間を確保し、学校の質の向上を目指さなければなりません。さらに、休息や生活時間を確保することにより、教職員の方々の健康や生活の質を向上させ、健康的に、ポジティブに、働ける環境をつくることも肝要です。昨年の12月議会で、教職員の方々の働き方改革について一般質問をしたところ、様々な方からいろんなご意見をいただきました。その中に、仕事量は減っておらず、働き方改革は進んでいない、その前に教職員の数が足りていないなどの声がありました。

まず最初に、現在の市立小中学校の教職員の配置状況について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

現在、小学校が477名、中学校が278名で小中合計で755名となっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

次に、特別支援学級は資格を持っている教員の方が担任をされているのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

特別支援学級の担任は、特別な資格を必要としておりません。教員免許を保有していれば、担任が可能となっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

特別支援学級担任のうち、臨時免許保有者はどれくらいいるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

特別支援学級担任で、臨時免許保有者の割合は27.9%となっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

それでは次に、通常学級は教員免許を持っている教員の方が担任をしているのか、併せて通常学級担任のうち、臨時免許保有者はどれくらいいるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、1点目の通常学級の教員免許を持っている先生方でございますが、全員教員免許のほうを保有しております。また、2点目の通常学級担任のうち、臨時免許保有者がどれくらいかというご質問ですけれども、通常学級担任で臨時免許保有者の割合は4.4%となっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

それでは、その臨時免許の交付についての条件をお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

臨時免許交付者については、福岡県の臨時免許状授与申請要領の規定に基づき、高等学校以上の最終学歴を持ち、その人物の性格、研究心、社会性、信頼性等から適切な人材と判断したものについて申請を行うこととなっております。

○議長（江口 徹）

9 番 佐藤清和議員。

○9 番（佐藤清和）

それでは、臨時免許での教員の方々の指導力については、問題はないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

臨時免許での任用者につきましては、支援する体制をとるとともに、初任者と一緒に研修を行い、指導力の向上を図っているところでございます。

○議長（江口 徹）

9 番 佐藤清和議員。

○9 番（佐藤清和）

臨時免許の方の指導力に問題はないと思いますが、研修を行っている、また勤務時間にも不安があると思います。やはり正規の教職員の方々を探すのは大切だと思います。教育委員会としても、正規の職員の方を増やすと、臨時免許を減らすという考え方について、これでよろしいですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

臨時免許の方で今来られている方についてもそうなんですけれども、免許の取得に対しては、これを進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

9 番 佐藤清和議員。

○9 番（佐藤清和）

臨時免許の教員の方を増やすという答弁ですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

失礼しました。正規の免許取得を進めている状況でございます。

○議長（江口 徹）

9 番 佐藤清和議員。

○9 番（佐藤清和）

安心しました。それでは、教員免許を持っていて教職に就いていない人の状況について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市独自のデータのほうはございませんが、文部科学省が発表している「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の令和4年3月卒業者及び修了者の就職状況等について」によ

りますと、教員養成課程のある国立大学卒業者数1万1405人のうち、小・中・高等学校等の教員として就職した割合は60.1%になります。教員以外の就職先は、保育士1.7%、学校保育と関係のない職業が25.3%となっております。その他、大学院等への進学が8.5%、未就職が4.4%となっております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

それでは、その教職に就いていない約40%の方々が、学校で教職についてもらうように取り組んでほしいのですが、いかがですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教員免許保有者で教師になっていない方の中には、現在学校にいる教師と同じ大学等で、一緒に学んだ方たちも含まれているかと思われまます。教員間のネットワークを活用し、隠れた人材の発掘に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

6月21日の報道で、今年の4月の時点で1年前より、学校現場の教員不足が悪化したと答えた自治体が約43%に上り、文科省が教員免許を持っていて、学校現場で働いていない人向けの研修を行うなど、教員不足の解消につなげるように指導したとの報道がありました。ぜひ、本市も独自の掘り起こしを行いながら、県に要望することを求めます。

次に、定数改善について、定数改善のための市の取組について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

配置定数は県教育委員会が決定することとなりますが、特別支援学級や特別な支援が必要な児童生徒数が増加傾向にあり、子どもたちの適切な学びに必要な人員増等を強く要望しているところでございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

強く要望しているということでしたが、定数の要望については、以前は、保護者が各保護者に署名を集めて、県と一緒に要望活動をしておりました。今、強く要望しているということですが、現在はそこまでもしていないと承知しています。ぜひPTAの役員だけではなく、保護者を巻き込めば、保護者も教員の方々の現状を知ることができると思いますので、ぜひ、その手法についても、また、採用人数を増やすことについても、県に要望していただきたいと思ひます。

次に、働き方改善につながる独自の取組をしている学校がありますか、お伺ひいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市では、令和5年3月に改訂しました飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プランに基づき、教職員の勤務状況等の改善の取組を進めております。この取組に加え、複数の小学校では、週に1回程度、授業時間を調整し、児童の下校時間を早くする独自の取組を行っており

ます。この取組により、教師の授業準備時間の確保や、定時での退庁ができるようになっております。学校行事につきましても、各学校において、内容の精査や行事数の見直しを進めるとともに、児童生徒の育成により、効果的な行事の在り方について検討を進めております。また、職員会議時間等の短縮及び業務削減のため、ペーパーレス会議を実施している学校もございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

この辺が自分の認識と違うんですが、勤務状況は改善したとのことですが、定時で退庁しているということですが、毎日、定時で帰られているのか、早く退庁するように無理に指導しているのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

質問議員がおっしゃられますように、毎日、定時でというふうな状況かどうかというのは、ちょっとまだ確認をしておりますけれども、中にはこういった取組を行うことにより、定時で退庁できる状況も出てきている学校もあるということで認識しております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

定時で帰れる学校もある。その中に定時で帰りましょうという指導をされてあると思うんですね。私がこの前も、前回も言いましたけれども、このことによって本当に退庁できているのかどうか。仕事をやはり家に持って帰ってされているとかという人もいるのではないかと。聞いたところによると、部活を持っていたらまだ遅くなるよねというような話も多々聞きます。ぜひこの辺をやはり教員の成り手を増やさないとと思うんですね。その辺の取組をぜひしていただきたいと思いますが、その取組について、進められていることがあれば、お伺いいたします

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教員の確保についてでございますが、任命権者である県教育委員会が主体的に様々な取組を行っておりますが、全国的な人材不足の状況でもあり、本市と各学校も協力し、人材の確保に当たっているところでございます。本市では市報、ホームページ掲載、チラシの設置、SNS発信により周知を行うとともに、講師として勤務されている方や、特別支援教育支援員等の教員免許所持者に、採用試験受験を進めているところでございます。また、県内の教員養成系の大学を訪問し、リーフレット等により本市の教育をアピールし、人材の発掘に努めております。学校のイメージを向上させることは、教師を確保する上で重要と思われま。優れた教育成果や学校の特色、先ほど答弁しましたような学校での働き方改善の取組等を積極的にアピールし、優秀な人材が学校に関心を持つような環境をつくってまいりたいというふう考えております。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

特別な支援が必要な児童生徒だけでなく、いじめや不登校傾向にある子どもの増加に伴い、学校現場の教職員の方々の負担も増えていく一方となっていると思います。子どもたちの学びの保障のためにも、確実に教職員の方々を確保していく必要があると思われま。教育長の考えをお伺いいたします

○議長（江口 徹）

武井教育長。

○教育長（武井政一）

質問議員がおっしゃいますように、学校が取り組むべき課題が大変多様化をいたしております。学校、教師に求められる役割が拡大しているところでございます。このような中、先ほど教育部長がご答弁いたしましたように、教育委員会といたしましては、教員の確保は、本市における教育活動には欠かせないものであるという認識を持っております。今後も本市の実情を把握して、必要な教員数の確保については、県の教育委員会と連携をしながら、教員配置等について、重ねて強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

働き方改革のことについても、ご意思があればお伺いいたします。

○議長（江口 徹）

武井教育長。

○教育長（武井政一）

冒頭、働き方改革について、ご質問をいただきました。本市では働き方改革プランというのを令和2年からつくっております、第1期3か年計画が終わりました。十分な達成とまではいきませんが、一定の成果もその中で出てまいりました。ということで、働き方改革プランを着実に、質問議員がおっしゃいましたように、進めてまいりたいと思いますし、その中で質問議員も冒頭おっしゃいました教師が子どもと向き合う時間ですとか、あるいは教師本来の授業準備の時間を確保し、より充実した教育活動につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

9番 佐藤清和議員。

○9番（佐藤清和）

最後に、子どもたちと向き合う時間や授業準備の時間を十分に確保して、学校の職場環境も取り組むという意味を言われましたけれども、まずは正規の教員の確保に取り組んでいただきたいと思います。週3回の4時間の方を2名で補充したり、常勤講師の方が週3日兼務という形で授業をしたり、正規の教職員の方が足りていないのを何とか定数を満たすため苦慮されている姿が伺えます。いつまで臨時免許を交付して、足りない人員を確保するやり方をするのでしょうか。まず、正規の教職員の方々の確保に力を注いでいただき、それから働き方改革ではないでしょうか。先ほど授業準備の確保や定時での退庁ができていると答弁されましたが、私が調査した実態とは異なります。定時で帰るように、無理に指導していると思われれます。ぜひ、教職員の定数の改善、様々な支援を必要とする子どもの増加、産休・育休時や病欠及び介護休暇等代替不足の解消など、職場環境の改善をし、教職員の方々一人一人が子どもにゆっくり向き合う時間をつくり、ワーク・ライフ・バランスがとれた生活ができるように取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

17番 吉松信之議員に発言を許します。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

議長に通告をいたしておりました「学校給食費の無償化について」、質問いたします。飯塚市は総合計画に「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」と、都市目標を掲げております。そして、まちづくりを展開しているところでありますが、そんな中で、本会議初日の市長の行政報告にありましたように、「本当に住みやすい街大賞2023 in福岡」、5月30日付の民間の調査ではありますが、福岡県の住みやすい街ランキングで、1位は福岡市東区千早、2位は博多南、そして3位に、何と新飯塚が選ばれました。前回、2019年の調査ではランク外でありましたので、これは久留米とか糸島、新宮等々を抑えての、まさに快挙だと思っております。この勢いで、さらに飯塚駅周辺そして筑前大分駅周辺等々の評価がどんどん上がって、飯塚市全体がよくなればと思って、今回の質問をいたします。

それでは、本市が「住みたいまち 住みつづけたいまち」になるには、子育て支援という大きなテーマが浮かんできます。そんな中で、学校給食は、子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、将来にわたり健康であり続ける礎になるものです。子どもの食の権利を保障すると、そういう意味から、学校給食費の無償化は大きな課題であります。そこでまず、学校給食費の無償化の全国の動向についてですが、四、五年前までは1万人以下の自治体でしか無償化の取組は行われていませんでした。最近では、政令市や東京都においても、無償化を実施する自治体が増えてきています。その状況はどのようになっているのか、また、そのことをどのように分析しているのか、お答え願います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校給食費無償化の全国の動向、また、政令市や東京都での無償化ですが、全国的な動向としましては、文部科学省のほうで平成30年度に公表した時点では、給食費無償化は給食未実施の自治体を含めた全国1740自治体のうち、76自治体、率に直しますと約4.4%だったのに対し、昨年度、一部報道では、給食を実施している自治体約1600のうち、期間限定的な無償化を含め、約450の自治体、率に直しますと約28%の自治体が無償化の実施をしております。

次に、政令市での給食費無償化の状況でございますが、大阪市が小中学校ともに無償化、千葉市が第3子以降無償化で、他の18政令市については無償となっております。東京23区でございますが、今年度実施予定を含め、15区が無償化の実施または無償化の方針を打ち出しておりますが、他の8区については検討中を含め、無償化とはなっておりません。

給食費無償化の目的でございますが、物価高に対する保護者負担の軽減や子育て支援策の一環として行われているもので、多様な支援策の一つであると考えております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

ただいまの教育部長の答弁で、平成30年の調査では、全国1740自治体のうち、76の自治体、率に直しますと4.4%、これが無償化に踏み切ったということでしたが、この自治体の多くは人口1万人以下の町や村であったというのが実情でありました。しかし、令和に入りましてから、2020年4月に中核市レベルで初めて兵庫県明石市が全13中学校で学校給食費の無償化を実施いたしております。これは中核市でも無償化が進んだということですが、続いて、政令市レベルでは、大阪市が実施をいたしました。大阪市の場合は、毎年度、約60億円の財源が必

要だということですから、それでも実施に踏み切ったわけです。さらに先ほどの部長の答弁でありましたように、今年度になりますと、東京23区でも半数以上が実施の方向になっています。このように、雪崩を打ったようにとは言いませんけれども、全国の自治体の流れは、学校給食費の無償化に傾いています。近隣でも、学校給食費の無償化を実施する自治体が増えているようですが、その状況を教えてください。また、そういった状況をどのように分析しているのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

今年度の近隣自治体の状況でございますが、直鞍地区、直方市、宮若市、鞍手町、小竹町、田川地区、田川市それから田川郡6町1村、そして嘉麻市、桂川町の近隣14自治体のうち、安定的財源を用いて給食費の無償化を行っているのは大任町のみになります。また、補助金による暫定的な措置で給食費無償化を行っているのは小竹町、香春町の2自治体。直方市を含め5自治体、これは宮若市、桂川町、福智町、赤村についてでございますが、同じく、補助金による暫定的な措置で、今年度実施予定というふうにお聞きしております。残り6自治体については、実施予定なし、または未定というふう聞いております。このように近隣自治体において、補助金を活用し、暫定的な措置で給食費無償化を行う自治体は増えており、その目的は物価高に対する保護者負担の軽減や子育て支援策の一環として行われているもので、多様な支援策の一つだというふう考えております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

今年度の近隣の自治体を調べてみますと、赤村が6月8日の村議会で学校給食費の無償化が可決されまして、6月から給食費の徴収を停止いたしております。そして、4月、5月の分については、保護者に返還するという事です。その事務作業は煩雑になるのではないかなと想像しますが、そこまで踏み込んで無償化に取り組んでいるということです。桂川町については、今年7月から来年3月までの学校給食費の無償化が成立いたしました。それらが近隣自治体の動向ですけれども、無償化を実施している自治体で、大任町以外は補助金による暫定的な措置ということです。しかし私は、無償化を実施したという事実は極めて大きいと思っております。例えば、地方創生臨時交付金を財源として、一旦、無償化を実施した自治体にとりまして、財源がなくなったからといって、再度、給食費を有償に戻しますと、そう簡単に給食費を払ってくださいと言えるでしょうか。そのようなことになれば、関係者の不満や負担感というものは著しく大きくなるというようなことは容易に想像ができます。よって、補助金による暫定的な無償化を実施した自治体もその対策は必ず考えているはずで、その辺の動向についてもしっかりと参考にしていきたいと考えておりますが、そのような中で、飯塚市議会においても学校給食費の無償化の議論がなされてきたわけですが、その内容について、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

給食費無償化についての議論ということでございますが、かいつまんで申しますと、無償化が可能かといったような議論もございました。こういったご質問に対する答弁としましては、市や教育委員会が学校給食の実施について、学校給食費の無償化という踏み込んだ対応をするという決断をした場合には可能である。また、教育委員会としっかり協議しながら、そういう決断も可能であるというふうにお答えをしております。また、無償化をいつ実現するのかといったご質問

もございました。本市においては、生活保護費の約1.5倍という高い水準で就学援助制度を設けており、該当するご家庭からは給食費を徴収しないようにしております。その他、現状の形では、学校給食費に特化して無償化という方策を取るような考えはないというふうなお答えをしております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

今までの経過についての説明をしていただきましたが、時の流れというものは滞ることなく、川の流れのように進んでおります。その流れの中で議論を進めていきたいと思っております。

今議会において、生活応援クーポン券についての予算が上程されています。物価高に対する負担軽減ということで、非課税世帯に3万円、それ以外の世帯に2万円のクーポン券を発行するというので、特に非課税世帯以外の世帯の分は本市の一般財源から捻出するというので、これは大いに評価をしたいと思っております。学校給食費の無償化と生活応援クーポン券は、大きな意味で家庭支援ということで、つながりはあると思っておりますが、生活応援クーポン券はどのようにでも使うことが可能な支援ですから、子どもに必ず行き渡る学校給食費の無償化という目的を明確にした支援とは、似て非なるものだと考えております。

そこで、先ほど本市では、生活保護費の約1.5倍という高い水準で就学援助制度を設けており、該当する家庭からは給食費を徴収しないようにしていると答弁されました。しかし、令和3年度の決算特別委員会で、学校給食費の未納・滞納について、私が質問しましたけれども、それに対して、毎年約500万円から600万円の未納額があると答弁をされております。生活保護制度や就学援助制度を受けていない家庭においても、これだけの未納額があるのが現状です。未納分の徴収をする事務や作業も、子どもたちに影響を与えないようにしなければならないということで大変気を遣って作業なされていると思っておりますが、このような実態をどう捉えているのか、お答え願います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず未納の状況でございますが、議員が申されますように決算が確定しております直近3か年で申し上げますと、令和3年度が約486万円、令和2年度が約614万円、令和元年度が約492万円で、未納額を全体調定額からの率に直しますと、大体全体の1%から1.5%程度が未納となっているところでございます。また、この状況でございますが、未納となる理由は、それぞれのご家庭でいろいろな事情があるものと推察されます。未納の理由が経済的事情であれば、就学援助制度の対象となることで、経済的負担の軽減を図ることが出来ますので、就学援助制度の周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

就学援助制度の周知に努めていきたいと考えていますと、こういうことは、この制度が完全に周知されていない、または対象者でありながら利用していないという現実があると推察できますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。さらに、未納額が全体の1%から1.5%だと言われましたが、その数字を、私は非常に大きいと捉えています。一般論で言えば、もろもろの制度というのは、公平を保つためにどうしても線引きや区分というものが必要になるわけですが、義務教育における学校給食費については、生活保護制度や就学援助制度を受けていない家庭で、これだけ未納額があり、ほんの僅かの差で有償と無償に分かれているという現状から、この

ような線引きはしないで、義務教育期間に関しては、全児童、全生徒を対象にして、子どもの食の権利を保障するという意味において、そのことが公平であると考えます。

ところで、飯塚市議会は、学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出を今年3月の議会で提案、可決し、国に対して学校給食費の無償化の早急な実現を求めましたが、国の施策による学校給食費無償化については、どのように分析をされているのか、お答え願います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校給食費につきましては、現在、学校給食法に基づいて、食材費についてのみ、保護者負担が原則となっております。その上で、経済的に厳しいご家庭に対しては、就学援助制度を活用することで、保護者負担の軽減を図っているところでございます。国の施策による学校給食費無償化については、本市としましては、福岡県市長会を通じて、学校給食費の公費負担について、国に要望しているところでございますが、現行制度下においては、学校給食法に基づき、保護者負担をお願いするものでございます。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

学校給食法に基づき、保護者負担にしているということではありますが、これはあくまでも原則であって、強制というものではありません。だから、多くの自治体が無償化を実施することが可能になっているわけです。この保護者負担という原則はあくまでも原則ですから、裁量次第だということでもあります。ただいまの答弁で、本市は保護者負担と言いながらも、本市として、福岡県市長会を通じて、学校給食費の公費負担、無償化について、国に要望しているという答弁がなされました。つまり本市も学校給食費の無償化はやるべきだと認識しておられるということです。目的は同じだと思います。ただ、実施の主体が国か自治体かという違いがあるということです。そこを別の視点から考えて、質疑を詰めていきたいと思います。

学校給食費の無償化を、大分県の豊後高田市は平成30年4月から実施をしております。豊後高田市が行った学校給食費無償化の取組は、転入者の増加に影響を与えているのではないかと考えますが、本市においても、学校給食費の無償化を行うことで、転入者のより一層の増加につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

豊後高田市のほうでは平成30年度から給食費の無償化を実施しており、令和3年に過疎地域の自治体の中で、転入超過数がトップになったことが報道されていることは承知しているところでございます。全ての給食費無償化先行自治体を確認できたわけではありませんので、給食費無償化と転入・転出の関連性については分かりませんが、本市においても、多様な施策を展開することで、給食費は無償ではございませんが、転入者が転出者を超過している状況でございます。今後、国において、こども未来戦略方針案が示され、その中で給食費の無償化の実現に向けた取組が盛り込まれております。本市としましては、その動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

確かに豊後高田市の転入超過は、学校給食費の無償化だけが要因と言えないかもしれませんが、

西日本新聞の1月13日付の記事によりますと、豊後高田市の担当者は、たしかに給食費の月4千円の家庭負担は大きい、無償化も定住化に一役買っているのは確かと胸を張っているという記事が載っております。まんざらではないということだと思いますが、さらに、ただいまの答弁で、学校給食費の無償化について、国の動向を注視したいということですので、どのような内容になっているのか、分かる範囲で結構ですので、お答え願います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

給食費無償化に関する国の動向でございますが、今年3月31日付で、「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」がこども政策担当大臣名で出され、その中で、学校給食費については、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うとされております。また、6月13日にこども未来戦略会議から示されましたこども未来戦略方針案においては、学校給食費の無償化に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかにを行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するというふうになっております。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

私は、政府の6月13日付、こども未来戦略方針案において、学校給食費の無償化は加速化プランの中に入るものと考えておりましたが、加速化プランの中には入っておりませんでしたので、3月の次元の異なる少子化対策の実現に向けてというときの発表よりも、少しトーンダウンしたのではないかと感じましたが、それでも内容を、よくよく見てみますと、ただいまの答弁にありましたように、こども未来戦略方針の中で、こども・子育て政策の課題として、学校給食費の無償化は、こども・子育て政策を抜本的に強化していく上で乗り越えるべき課題であるとして、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとなっております。さらに、福岡県の福岡市、北九州市をはじめとする29の市長会が学校給食費の無償化を要望しているということですから、国もいずれ動かざるを得ないものだと、大いに期待をしております。期待はしておりますけれども、国の調査は今からですし、まだまだ財源の確保の問題や、全国には学校給食を実施していない自治体もあるということなどなど、クリアしなければならないハードルが幾つもあるということ承知しております。このことはしっかりと注視をしていきたいと思っております。そこで、注視ばかりしておっても役に立ちませんけれども、何といたっても根本は、本市がどうするかということです。いつまでも国の動きを横目で見ながらということではなくて、本市は本市として、給食費の無償化に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市の給食費の無償化についてでございますが、繰り返しの答弁となりますが、経済的に厳しいご家庭に対しては、既に生活保護費の約1.5倍という高い水準で給食費は無償というふうになっております。そのため、給食費を無償とした場合、無償化による経済的負担軽減を受ける方というのは小学校1年生から中学校3年生までのお子さんのいるご家庭、さらにその中で現在、給食費が無償となっていないご家庭のみとなり、現在、給食費が無償となっているご家庭については、経済的負担軽減にはつながりません。学校給食費無償化の目的は、子育て世代への経済的

負担軽減や支援、また、少子化対策であると理解しますので、他の対策や支援策も含め、限られた財源の中で何が最も効果的な施策となるのか、考えていきたいというふうに考えています。

○議長（江口 徹）

17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

議論がちょっと平行線になっているような気がしますけれども、学校給食費の無償化というのは、子育て世代への経済的負担軽減や支援、また、少子化対策という表面的なものだけではなくて、ネグレクトというようなものもある世の中です。学校給食は子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、将来にわたり健康であり続ける礎になるものです。子どもの食の権利を保障するという大きな理念を持って、義務教育期間の学校給食費の無償化を早期に実現していただきたいと、切に要望いたします。

今回は学校給食費の無償化について質疑をしたわけですが、この議論が飯塚市民の皆さん方の役に立つということを期待しています。最後に私は、これからもよりよい飯塚市を目指して、飯塚市にとって必要なことを議論して、そして切磋琢磨していきたいと思っています。これが二元代表制の根本であると考えています。終わります。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員に発言を許します。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

「交通弱者等の対策について」、通告に従いまして、質問させていただきます。

平成21年4月よりコミュニティバスの運行が飯塚市において開始され、皆様からのご意見、苦情、要望等を受け、軽微な変更は1年ごと、運行許可のいる大きな変更については3年ごとのスパンで見直しされ、運行内容も変わってまいりました。平成24年度から、バスの運行につきまして、定期定路線のコミュニティバスと予約乗合タクシーの併用方式、デマンド運行も開始され、また次に、民間路線バスの廃止に伴い、国道201号線、八木山経由の福岡路線、宮田・飯塚路線並びに山内経由の柏の森ヒルズの路線廃止を経て、飯塚市は代替交通の確保、また、地域においては、買物弱者対策であるまちづくり協議会等の買物ワゴンの自主運行を経まして、現在は、エリアワゴンの10地区での運行を行い、利便性の確保のため、よりよい方向に向かうように取り組んでいます。コミュニティ交通は民間の交通機関がカバーしていない地域をカバーしていくことが重要だと思います。そこで、現在運行している公共交通について、順にお伺いしていきますので、よろしく申し上げます。

コミュニティバスについて、現在運行している路線について、昨年度、令和4年度の状況と今年度、5年度の運行計画内容について、どのようになっているのか、まずお答えをお願いします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

コミュニティバスにつきましては、市の単独路線の「筑穂・高田線」、また、宮若市との共同路線の「宮若・飯塚線」を運行しております。まず、筑穂・高田線につきましては、飯塚市役所と筑穂支所間を、桂川駅や穂波地区の高田地域を経由して運行する路線でございます。平日のみ運行をしております。令和4年度の利用者数は1万1376人となっております。また、令和5年度の改善内容としましては、運行経路を筑穂支所まで延伸しまして、経路上の筑穂保健福祉総合センター、大分郵便局など、計8か所のバス停を追加設置しております。

次に、宮若・飯塚線でございますが、宮若市の宮田地区と、飯塚市の飯塚地区間を、幸袋地区、鯉田地区、立岩地区を経由いたしまして、運行する経路となっております。こちらにつきましては年中無休で運行いたしております。令和4年度の利用者数は1万3792人となっております。

運行内容につきましては、令和5年度と変更はございません。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

宮若・飯塚線は、民間路線バスの廃止に伴い、宮若市との共同運行で、便は少ないものの、幸袋地区、中、庄司を通る唯一の路線でございます。年中無休で走らせていただきましたこと、今後も継続をお願いしたい。

次に、市内9地区で運行している予約乗合タクシーについて、主な改善点をお示してください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

予約乗合タクシーにつきましては令和5年度の改善内容といたしましては、地区外で行ける施設としまして、二瀬地区において金澤整形外科を、また飯塚東地区において「JA福岡嘉穂のカホテラス」を追加いたしております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

ただいまJAカホテラスについては地域外というご説明でしたが、JAカホテラスについては、鶴三緒と下三緒地域ですので地域外ではございませんが、地域からの要望により利用の追加、ありがとうございます。

次に、エリアワゴンについて、同様に改善内容についてお示してください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

エリアワゴンの改善内容の主なものといたしましては、筑穂地区におきまして、土曜日のみ運行いたしておりました「内野・内住線」につきまして、内住方面の部分を「大分線」に統合いたしまして、内野方面の部分を「内野線」に統合して運行することで、内野・内住方面の地域も、他系統と同様に火曜日・木曜日に運行できるようにいたしました。

また幸袋地区におきましては、4月に移転しました幸袋交流センター、また、飯塚東地区におきましてはカホテラス、穂波地区・菰田地区におきましてはカホテラス、また7月に開業予定のゆめタウン飯塚付近に、停留所を追加設置いたしております。その他、各地区におきまして、バス停設置やダイヤ変更などの部分的な変更を行っております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

筑穂地区においては、土曜日の運行のみであった内野・内住線について、内住方面を大分線に統合、内野方面を内野線に統合運行することで、内野・内住方面につきましても火曜日・木曜日・土曜日の運行ができるようになったと。幸袋については、目尾に新設しました交流センターへの延長もできましたと。商業施設、カホテラスの乗り入れの実現と、穂波・菰田地区のイズミゆめタウンのバス停設置が行われたということです。

今後、菰田・堀池地区につきまして、飯塚駅周辺が大きく変わると思います。このことから、交通弱者対策として、商業地域連携についてのご質問をいたします。

7月29日にゆめタウン飯塚がグランドオープンし、市内における商業環境が大きく変わることとなります。この商業地域の連携に関する取組をどのようになさっているのか、お答えください。

い。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

質問議員の言われますとおり、ゆめタウン飯塚がオープンすることによりまして、商業環境は大きく変わってまいります。このことから、中心商店街、イオン穂波店、カホテラス、ゆめタウン飯塚、商工会議所、商工会の関係者で構成する飯塚市周遊商業エリア連携協議会を令和4年4月26日に設置しております。この協議会は、商業施設間の連携を促進することにより、市内外からの集客増加に取り組み、商業を中心とした飯塚市の新たな魅力を創出することを目的としており、この協議会において、商業地域の連携に関する取組について、協議をいたしておるところでございます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

ご説明いただきましたその協議会の中で、交通弱者に対する協議は何らかの形であっていますか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

交通弱者対策にもつながるような取組といたしまして、現在、中心商店街や大型商業施設、JR駅を周遊するバスの運行について、協議を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

オープン間近について、ただいま協議中とのことですが、周遊バスについて、可能な範囲で構いませんので、概要等をお知らせ願えますか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

現状といたしましては、運輸局から許認可を受けてない状況のため、決定している内容ではございませんけれども、周遊バスを運行する目的としましては、中心商店街、イオン穂波店、カホテラス及びゆめタウン飯塚、また、西鉄飯塚バスターミナル、JR新飯塚駅、JR飯塚駅を結ぶルートを設定しまして、商業エリア内での来街者の回遊性の向上と、滞在時間の増加を図ることと、市内での消費の拡大と、市外への流出抑制につなげるため、運行したいと考えております。今後、決定いたしました内容に関しましては、所管の委員会において報告をさせていただきます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

お答えいただきましたとおり、商業エリア内での来街者の回遊性の向上、滞在時間の増加を図ることで、市内の消費拡大と市外への流出抑制につなげるため、運行したいと考えるというお答えでございましたが、私も同感でございます。飯塚市内の活性化策として、商業連携活性化とコミュニティ交通の充実につながりますので、早急に進めることをご要望いたします。

今後について質問いたします。路線の見直しについて、利用者より意見の取りまとめ、改善について、運行内容の改善及び次の運行計画期間となる令和7年度以降の計画について、どのよう

に取り組んでまいるのが、また、市民の意見等の聴取はどのように取りまとめていくのか、お考えをお知らせください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

コミュニティ交通につきましては、質問議員が言われますように、3年を事業運営の対象期間としております。現在の事業運営の3年目に当たります来年度、令和6年度につきましては、現行の運行計画に基づきまして、部分的な改善を図り、運行を実施する予定でございます。次年度の運行計画の検討に際しましては、所管課窓口で随时お聞きしておりますご意見等や、昨年度同様にまちづくり協議会や自治会等においてご意見等をお聞きして、活用していきたいと考えております。

また、コミュニティ交通利用者や一般市民全般のご意見、ご要望につきましては、昨年度アンケート調査を実施しておりますので、その結果につきましても活用したいと考えております。併せまして、今後、コミュニティ交通を利用する可能性が高いと思われる高齢者等の方々のご意見等につきましてもお聞きできるように、現在、検討しているところでございます。

なお、令和7年度以降につきましては、次の事業運営の対象期間となりますので、それまでの運行状況、利用状況等を検証いたしまして、昨年度策定いたしました「飯塚市地域公共交通計画」に沿いまして、飯塚市地域公共交通協議会にてご議論いただくなどして、令和6年度中に決定をしていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

運行計画の検討見直し、改善策について昨年度アンケートを実施していただきました。自治会、まちづくり協議会、窓口でも随时ご意見、ご要望を聞いております。利用者のアンケートでは、コミュニティ交通の利用者は高齢者の方が多く利用されております。

現在、利用者以外のご高齢の方は、病院、買物、またはお孫さんやご家族の送り迎え、運転免許を持って、移動はご自身の車で運転されております。しかし現況を見ると、高齢者の事故が多発しており、運転免許の更新の際に悩まれているお話もよく聞きます。しかし運転しなければ、外出の機会も減り、健康も阻害されると考えておられる方もおられます。このことから、運転免許の自主返納対象者にコミュニティ交通の利用者が増えるのではないかと考えております。運行計画の作成において、ご意見、ご要望を聞けるような対策を取っていただきたいと考えております。これは要望しておきます。

次に、運行の安全性の確保について質疑したいと思います。まず、コミュニティ交通の運行事業者について、どのような業者に委託されているのか。また、現在の委託先と契約年数についてお答えください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

本市がコミュニティ交通の運行業務を委託いたしております委託先の事業者につきましては、道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している事業者でございまして、コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、Shonai観光、予約乗合タクシー及びエリアワゴンにつきましては、地区によって事業者が異なりますが、Shonai観光、総合交通、安全タクシー、穂波タクシーの4者に委託をいたしております。契約年数は、いずれも令和4年度から令和6年度までの3か年間となっております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

運行計画の毎年度の部分改善や、3年スパンの大幅な見直しについて、協議会での論議を重ねて計画を策定しているようですが、運行事業者として、改めて選考し、契約を締結することになるだろうと思います。コミュニティ交通の運行につきましては、運行面の安全性も重要だと思っております。貸切りバスの場合の話ではありますが、日本バス協会において平成23年度より運用が開始されております「貸切バス事業者安全性評価認定制度」という制度がございます。この制度は事業者の安全性や安全確保に向けた取組を評価し、1つ星から3つ星の3段階の認定を行い、公表することで、バスの利用者の安全性、バスの事業者を選択しやすくするとともに、この制度の実施を通じ、バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全なサービスの提供に取り組むことを目的としている制度でございます。コミュニティバスの運行事業者の選定に当たって、このような制度の活用等は行われておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

ただいま質問議員からご紹介いただきました認定制度につきましては、本市のコミュニティバスが「乗合」バス事業でございますので、その認定の有無を、事業者選定の審査基準とはいたしておりませんが、コミュニティバスの事業者選定の際には、道路運送法の運行事業許可取得を条件とするとともに、「運輸安全マネジメント制度」の活用状況等を審査基準に含めて選定するなど、安全性の確保も重視して事業者の選定を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

現在の業務契約は、令和6年度までとなっております。令和7年度以降の事業者の選定を来年度に行うことと思われませんが、コロナ禍を経て外出する機会が回復し、移動する車も多くなってきていると実感しております。高齢者が多く利用しているコミュニティ交通において、安全性の確保という視点からも、今後も重要になると思われれます。私が紹介しました制度の活用を含め、運行事業者の選定の際、安全性の確保について重視していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

現在の運行事業者に関しましては、先ほどご答弁いたしましたように、安全管理規定を定め、道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得した事業者から選定をいたしております。その選定につきましては、国土交通省の「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」におきまして、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、運行の安全性、利用者の利便性、緊急時の対応能力など、総合的に評価することが重要とされておりますことから、本市におきましては、事業者選定の際にはプロポーザル方式を採用し、安全性の評価も審査基準に含まれているところでございます。質問議員が言われます安全性につきましては、その重要度を私どもも認識しておりますので、事業者選定における具体的な審査基準につきましては、今後検討していくこととなりますが、安全性を確保する中で、円滑な事業運営、運行実施ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

最後に交通手段の乏しい方々への、公的手助けを行うのがコミュニティ交通と考えております。生活する上での根本である衣食住が支えられる公共交通の実現を目指し、地域から要望、現在の利用者、今後、利用者になり得るである方々のご意見を頂戴しながら、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを用い、さらに、安全性の確保も鑑みながら、今後も改善をお願いいたします。この質問は以上でございます。

続きまして、「ため池の維持管理について」、お伺いします。降水量の少ない地域や河川から取水しにくい地域において、農業用水や生活用水をいかに確保するという課題を解決するため、ため池は人工的に造られています。ため池の水は、農業用水を貯留するだけではなく、豪雨時には雨を一時的にためる洪水の調整や、土砂の流出を防止するなどの役割、そして、様々な生物の生息場所としての機能もあります。また、防火用水としての活用もあり、重要な役割があります。このことを踏まえ、今回は質問いたします。

まず、ため池の種類と数量について、市内にはどのような種類のため池が存在するのか、また、その箇所数について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市には大小合わせて377か所のため池が存在しており、そのうち319か所が防災重点農業用ため池となっております。この防災重点農業用ため池につきましては、決壊した場合の浸水想定区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、県が指定したものでございます。残る58か所につきましては、本指定に当たり、基準を満たさないため池となっております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

説明がありました防災重点農業用ため池として位置づけられる指定基準について、どのような内容か、お知らせください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

指定基準としましては、4項目ございます。1つ目に、ため池から100メートル未満の浸水区域に家屋、公共施設等があるもの。2つ目に、ため池から100メートルから500メートルの浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ、貯水量が1千立方メートル以上のもの。3つ目に、ため池から500メートル以上の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ、貯水量が5千立方メートル以上のもの。最後4つ目に、地形条件、家屋等の位置関係、維持管理の状況等から、都道府県及び市町村が認めるもの。以上が、防災重点農業用ため池として位置づけされている指定基準となります。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

次に、本市に存在する防災重点ため池が319か所であることは分かりました。地域別ではどのような割合になっているのか、お示しください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

防災重点農業用ため池 319 か所の内訳につきましては、飯塚地区が 113 か所、筑穂地区が 23 か所、穂波地区が 52 か所、庄内地区は 72 か所、穎田地区は 59 か所となっております。

○議長（江口 徹）

18 番 吉田健一議員。

○18 番（吉田健一）

管理状態についてお伺いします。ため池の維持管理はどのように行っているのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

ため池など、農業用施設の日常的な維持管理につきましては、利用されている農家並びに生産組合をお願いをしております。

○議長（江口 徹）

18 番 吉田健一議員。

○18 番（吉田健一）

ため池や農業用施設の維持管理については、地元農区や生産組合をお願いしているとのことですが、農業者の高齢化や兼業化の進行に伴う地域における共同作業の減少等により、維持管理が難しくなってきております。伐採や水路の土砂の撤去、危険の及ぶ水栓の抜き作業等、管理が厳しくなってきております。このような状況に対し、対策などはどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

高齢化により、農業用施設の維持管理に苦慮されていることは、各地区の農区や生産組合より提出されている要望書等により、市も認識しております。このため、大規模なため池の施設構造物の改善や、土砂撤去などの工事につきましては、毎年、緊急性や危険性等を判断し、優先度の高い箇所より、国や県の補助事業を活用しながら、計画的に実施しているところでございます。また、小規模な補修工事や伐採、土砂撤去などの依頼に対しましても、要望者とともに現地を確認し、随時対応しているところでございます。今後につきましても、高齢化に対応した維持管理の在り方につきまして、近隣の市町村や先進市での取組などにつきまして、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

18 番 吉田健一議員。

○18 番（吉田健一）

ため池での水難事故等は釣りや水遊びなど様々でございます。市での安全対策はどのようなになっているのか、その点について、お答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

ため池の安全対策としましては、立入防止柵や、危険看板などによる注意喚起などの対策は講じておりますが、老朽化により、柵が破れ、容易に人の出入りができる状態となっているため池もあり、地元農区等により、改善要望も多数寄せられております。改善要望に対しましては、要

望者とともに現地確認を行い、緊急性や危険性を判断し、急を要する場合には、早急に対応しているところでございます。今後は、ため池の件数も多いことから、地元農区や地域住民による情報提供を通じて危険箇所を把握し、立地条件や利用状況等を踏まえた安全施設の整備、新設について、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

次に改修・補修について伺います。現在、市内に存在するため池について、各調査が実施されていることは承知しております。しかし、調査結果により、防災工事に至るまでは、かなり時間を要することとなります。実際に対策が行われる間、ため池の設備や農業用施設などの改修・補修が必要となった場合、どのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

ため池の改修や補修などの改善要望がある場合には、本庁並びに各支所経済建設課に要望書を提出していただき、職員により現地確認を行い、緊急性や危険性を判断し、急を要する場合には、早急に対応をしております。ただし、測量等を要し時間が必要な案件につきましては、応急処置を講じ、農繁期外に対応することとしております。また、大規模な改修が必要と判断した場合には、従来、計画的に進めております県の補助事業を活用し、工事等を実施しているところがございます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

防災安全上のため池の漏水や決壊対策について、どのような対応をしているのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現在、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池に対し、防災工事の必要性を判断するために、劣化状況評価や地震・豪雨耐久性評価を実施しております。この評価により、防災工事が必要となると判断されたため池につきましては、決壊した場合の下流への影響度等を踏まえ、優先度の高い箇所を抽出し、国や農林事務所と協議を行いながら、防災工事を進めていく計画としております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

市内に存在するため池に対し、各調査を実施されていることはよく分かりました。いつ、ため池が決壊するか分かりませんが、万が一決壊した場合において、市民に知らせるなどの対策は考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和2年度より令和7年度にかけて、ため池が決壊した場合における下流への影響度が高い箇所を優先に、ため池ハザードマップ作成業務を実施しているところがございます。このため

池ハザードマップの内容につきましては、決壊した場合、想定される浸水範囲、水位、到達時間、また、最寄りの避難所などの情報を地図上に図化したもので、作成が完了したのにつきまして、順次、市のホームページに公開しており、市報においても同様に公表のお知らせをしているところでございます。また、関係する自治会長へ配付し、市民へ周知を図っているところでございます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

次に、役割について、ため池については、農業用ため池、防災重点農業用ため池、特定農業用ため池などがありますが、各役割や日常の維持管理はどのように行われているのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今質問がありました3種類におけるため池の役割としましては、いずれも農業用水はもとより、雨水を一時的にためる洪水抑制や様々な生き物の生育場所、さらには、防火用水などの地域用水としての役割を果たしております。また、日常の維持管理につきましては、ため池の所有者、管理者によって管理することとなっております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

それぞれのため池において異常があった場合、どのような対策を考えておられるのか、お願いします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

各ため池の補修工事につきましては、現在取り組んでおります「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、市内に存在する防災重点農業用ため池に対し、現在の状態を把握するため、各調査を実施しております。この調査結果により、防災工事が必要と判断されたため池につきましては、決壊した場合の影響度等を踏まえ、防災工事を進めていく計画としておりますが、防災工事に至るまで時間を要することから、ため池をはじめ農業用水路等におきまして、地元より大規模な改善要望があった場合には、緊急性や危険性を判断し、優先度の高い箇所より、毎年、県の補助金を活用し、工事等を実施しております。また、小規模な補修や改善に対しましても、現地の状況を確認し、最適な工法により工事を実施しております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

現状の防災重点農業用ため池に対し、各調査を実施していますということですが、調査に関わる期間について、どのくらいかかるのか、お示してください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

調査期間といたしましては、令和4年度から令和11年までの8年間で調査を実施することとしております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

令和4年度から11年度ということですが、令和4年度より調査を実施されたということですが、完了している調査件数について幾つぐらいあるのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和4年度に調査を終えた件数といたしましては、42件となっております。毎年、同件程度の調査を実施し、令和11年度までに完了する予定としております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

令和4年度に42件の調査を終えたとのことですが、その調査結果について、どのようなものであったのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

調査結果につきましては、全体的にため池を構成する各設備において、経年的な劣化の進行に伴う腐食などが確認され、経過観察が必要との判断が主となっておりますが、決壊の危険性を高めるような堤体の変状や漏水は確認されておりません。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

平成30年7月豪雨により多くのため池が決壊し、防災重点農業用ため池ではない小規模なため池でも甚大な被害が生じております。これを踏まえ農林水産省内にため池対策検討チームを設置し、防災重点農業用ため池の選定、考え方の見直しや、緊急性、緊急時迅速に避難行動につなげる対策、施設の機能の適切な維持、補強に向けた対策について検討し、その結果を取りまとめられ、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定され、現在、事業が進んでおります。

しかし、防災重点農業用ため池は、本市において、319か所あり、最終的に、調査期間は令和11年度となる見込みになっております。これらの調査結果により危険であると認められた場合、工事の着手に至るまでは、かなりの時間を要すると私も考えます。先ほど農業者の高齢化、兼業化について問題提起し、簡易的に操作できる施設の改善や伐採について答弁いただきましたが、市の予算を使っての軽微な改修や補修、また、国県の補助事業に分けて、各地区の受益者である農区や生産組合の水利権者のご意見をお伺いし、要望により調査を行うということでしたが、これを、短期計画、中期計画、1年、2年、3年という計画を組んで、計画的に進めていくことが重要だと思いますが、その点について、お答え願えますか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今質問議員が言われますとおり、国の補助事業であったり、県の補助事業を活用しながら、ため池の維持管理に努めております。また、今言われます通り、日常的なため池につきましては、地元の農区、それから、地元の生産組合等としっかり協議を行いながら、今後、調査研究を行い、ため池の維持管理を適正に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

要望も多数あるということは存じ上げております。この要望を取りまとめ、早急に短期計画、中期計画を組んでいただけるように要望しておきます。この質問は以上です。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。休憩前に引き続き、18番 吉田健一議員に発言を許します。

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

続きまして、「水道事業について」、お尋ねします。

飲料水、水道水はダムや湖、河川、地下水がもとになり、浄水場で沈殿処理、ろ過処理、消毒などの工程を経て、水質基準を満たし、飲める状態にして、浄水場から上水道、水道管を通り、各家庭において水道の蛇口をひねると、24時間水が出るというありがたい施設です。この水は、飲料水、料理、掃除、風呂、洗濯など様々に利用され、生きていくために必要不可欠なライフラインとして活躍しております。そこでお尋ねします。市内の水道の布設状況について、市内の給水人口及び水道の普及率をお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

本市の給水人口は、決算見込みとなりますけれども、令和5年3月末時点で、12万1468人となっております。また、水道普及率は、この給水人口12万1468人を行政区域内人口12万5159人で除した値で約97.1％となっております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

水道普及率を割合で聞くと97.1％と非常に良いように感じられますが、令和5年度3月末で、残念ながら、この水道の恩恵にあずかれてない方が、数字上になりますが3600名ぐらいおられるということになります。給水区域外（未整備地域）について、どの地域に当たるのか、お知らせください。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

飯塚市内のうち、既存水道施設から距離が遠く、住居の点在等で管路整備延長が長くなる地区、また、標高が高く、給水するための圧送施設の設置等、整備や維持に多額の費用が見込まれる地区は、給水が困難なことから、給水区域外となります。この給水区域外につきましては、八木山、桑曲、弥山の全域並びに内住の一部をはじめとする筑穂の一部地区、山倉の一部をはじめとする庄内の一部地区及び鹿毛馬の一部をはじめとする頼田の一部地区となっております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

整備や維持に多額の費用が見込まれるので給水が困難であることから、水道を整備できないということですが、現在の布設計画について、給水区域外（未整備地域）の配水管布設計画について、どのようになっているのか、お知らせください。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

先ほど述べましたように、給水区域外は、地理的、地形的な条件から、施設の整備や維持に多額の費用を要し、給水困難な地区となっております。また、水道事業は、全国的に建設・拡張から維持・管理の時代となり、本市におきましても、施設・管路の老朽化に伴う更新事業を重点的に進めているところであり、経営上大変厳しい状況であるため、現状で給水区域を拡大する計画はございません。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

維持・管理の時代で、施設・管路の老朽化に伴う更新事業を重点的に進めているとのことであり、経営上大変厳しい状況とご説明がありました。この件につきましては、後ほど詳しく聞かせていただきます。

老朽化に伴う更新と答弁がありましたので、漏水についてお尋ねします。既設の配水管の漏水件数についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

過去3年間の漏水件数で申しますと、令和2年度が360件、令和3年度が359件、令和4年度が324件と、非常に多く発生している状況です。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

過去3年間にわたり350件程度と、多く感じます。その漏水の原因について、どのようなことが考えられますか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

配水管理設部の土質や地下水の影響による腐食で漏水する場合もございますが、老朽化が一番の原因と考えております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

漏水に伴う補修、修理について、どのような対応をされているのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

漏水調査による報告及び市民からの通報があり次第、現地確認、早期修繕を実施いたしております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

それでは、老朽化した水道管の布設替え状況についてお知らせください。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

令和2年度に策定いたしました中長期的な経営の基本計画である「飯塚市水道事業経営戦略」において、令和3年度から令和12年度の計画期間内において、老朽管を対象とし、指定避難所、病院等の重要度の高い施設への配水管及び漏水多発管路を優先して、年間約6キロメートルを目標に耐震管へ更新する計画となっております。そのため、令和3年度は約5.9キロメートル、令和4年度は約6.1キロメートルの更新を実施しておりますが、管路総延長が約940キロメートルございますので、同様に管路の老朽化も進行していくため、依然多くの漏水が発生している状況となっております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

老朽管を対象に、指定避難場所、病院等の重要性の高い施設への配水管及び漏水多発管路を優先して、令和12年度までに完了すると。分かりました。

それでは、給水区域外（未整備地域）の状況について、お尋ねいたします。飲料水の確保について、どのような方策を取られているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

市内の未整備地区につきましては、調査は行っておりませんが、ほとんどの方が井戸水を利用されているものと考えます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

井戸水を利用されている方が多いということです。その水質検査について、どのような形でやられているのか、御存じでしたらお願いします。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領の基準の中で、「飲用井戸の設置者は、自らの責任において施設の適正な管理等に当たるものとする。」と規定されておりますので、水質検査につきましては、井戸の設置者がされているものと認識いたしております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

飲用井戸は、設置者の責任において検査しているということですが、次に、定期的に水質検査を行う必要があると思います。どの程度の頻度で実施したらいいのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

同じく、福岡県井戸等衛生対策実施要領において、「周辺の環境や過去の水質検査結果等から判断して、必要な項目に関する水質検査を、毎年1回以上、定期に行うことが望ましい」とされております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

年に1回以上検査しなさいとのこと。その検査を受けるには、検査機関はどのようなものがあるのか、また方法、持ち込むのかサンプルを送るのか、それに対しての費用はどのくらいかかっているのか、お願いします。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

水質検査につきましては、井戸水の検査を行っております検査機関に申し込んでいただいた後、検査機関が直接訪問し、井戸水の採水を行い持ち帰る場合や、検査機関より容器が送られてきて、井戸水を採水後、検査機関へ送り返すなど、検査機関により受検方法は多少異なります。検査結果につきましては、約10日ほどで井戸所有者へ届くという流れになっております。また、検査に要する費用ですが、こちらも検査機関により異なりますけれども、約1万円程度と伺っております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

上水道未整備地域において、新たに井戸水を飲料水として使用できるためには、井戸を掘る必要性があると思います。参考までに、井戸掘りの費用はどのくらいかかるのか、御存じでしたらお答えください。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

地質や地下水の深度、家屋の立地状況により異なり、はっきりした金額は把握できておりませんが、業者からの聞き取りによりますと、ボーリング工事については、掘削深度1メートル当たり約2万円、ポンプ等機器類については、一式約40万円程度かかるものと伺っております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

今のところによりますと、ボーリング工事で仮に30メートル掘ったとして60万円、機材一式で40万円、新規井戸をくみ上げるために概算で100万円かかるという計算になります。場合によっては、水質上の問題から別ろ過装置や浄水器を取り付ける必要もあり得ると思います。新規井戸の利用に当たって飲料水確保には負担が大きいということです。

次に、今後について伺いますが、水道管布設の延長は、改めてできないのでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

給水区域内であれば、既存家屋が2戸以上あり、集落単位での水道水供給の要望があれば、配水管布設工事に伴う費用の70%を企業局が負担し、残り30%を個人負担として、新規布設工事を実施しておりますけれども、給水区域外の水道水供給は行っておりません。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

給水区域外は残念ながら行えないということです。それでは先ほど伺いました、井戸に使用するポンプ類、機器類の法定使用年数について、どのくらいあるのか、お答えください。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

使用状況によりましてけれども、井戸のポンプ等機器類の法定耐用年数は15年とされております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

井戸を使用している場合、水量の減少や水質悪化する場合、井戸を掘り直す必要があると思います。水道の給水区域外（未整備地域）の住民の方々は、今まで全額負担で飲料水を確保されています。このことに対し何らかの助成制度を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

今回の質問通告を受けまして、インターネット等で飲用井戸に係る整備費に対し補助金を出している自治体を調査いたしましたけれども、全国的にも事例が少ないようでございます。ただし、近年の異常気象に伴う渇水や水質悪化等の緊急の場合も考えられますので、他市の状況も含め、関係部署と調査研究させていただきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

飯塚市の水道ビジョンには、今後厳しくなる経営環境が見込まれる中、これからが重要ですが、住民生活や社会活動を支えるライフラインとして、安全、強靱で持続可能な水道の構築を目指し、「飯塚市水道ビジョン」に掲げる「いづかの水を皆さまに届けます（いつでも安全、いつでも安心、強くて頑丈な施設、確実な経営）」を基本理念とし、中長期的な経営の基本計画とあります。この中で一部の地域、給水地域以外の地区、未整備地区についても、ぜひ立地条件上難しい地域への市民のライフラインとして、上水道の代替案として、井戸の設置補助金や水質検査費用の補助制度を検討いただきたい。よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員に発言を許します。24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は2項目について行わせていただきます。執行部の皆様におかれましては、的確なご答弁を何とぞよろしくお願いいたします。

初めに、「通学路の対応及びグラウンド等の利用条件等について」でありますけれども、通学路の対策等については、これまで何回か一般質問をさせていただきましたが、本市の通学路に関しての対策は、まだまだ現状は課題が多々あるように私としては考えております。後で少しをお

聞きしますが、防犯カメラ等々です。全国的に見ても、子どもの安全を確保するための取組は様々あり、条例等を策定して、子どもたちの安全を守ることに力を入れている自治体も多々あるとお聞きしております。学校、地域、警察と連携すべき対策を、本市としてもこれまでどこまで進めてこられたのか、今日は、私がこれまで幾度となく質問をし、要望もしてきたことを幾つか確認をしながら、質問をさせていただきます。

ではまず、本市の通学路設置の基準について、お答えください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通学路の設定は、法的には学校保健安全法第27条に基づき、学校において決定されるものでございます。具体的な基準は設けておりませんが、法の趣旨を鑑み、児童生徒等の保健、安全等を踏まえ、決定されるものでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今の部長のご答弁だと、法的に言えば学校保健安全法第27条に基づいて、学校において決定されるということであります。しかし、具体的な基準を設けていないので、学校保健安全法の趣旨を鑑みて、児童生徒の保健、安全を踏まえて決定するというご答弁だったと思います。子どもの安全に関わることについて、具体的な基準がないというのも少し何なのかなと思いますけれども、これはまた後ということ。

では次に、通学路の指定の流れについては、現在どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通学路は、年度当初に各ご家庭から学校まで児童生徒が通る道のりを、各ご家庭から学校に提出いただきます。その後、各クラス、各学年で取りまとめられ、最終的に学校としての通学路が決定されるものでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今の部長のご答弁では、年度当初に各ご家庭から子どもが通る道のりを学校に提出し、それを各クラス及び学年でまとめて、最終的に学校としての通学路が決まるということであります。

では、学校が決定し、児童生徒及び親御さんに知らされた通学路を実際には通っていない児童生徒については、いわゆる通学路外を使用している児童生徒については、現在、把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通学路を通っていない児童生徒の把握は、実際に通学路を外れて登下校を行っている児童生徒を目にしたPTAや地域の方などからの連絡や、登校時の指導に立っている教員等により把握しているところですが、事件・事故の発生などを踏まえ、日頃から通学路による登下校について指導を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

通学路以外を通過して学校に通っている生徒児童を目撃した場合は、学校に連絡があり、その場合は、日頃から通学路による登下校について指導等を行っているということです。

では、通学路を通過していない児童生徒を把握した場合、具体的にはどのような対応をされるのか、お尋ねいたします

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通学路を通らず登下校を行っている児童生徒が把握された場合、当該児童生徒への指導、また、ケースによってはご家庭へ連絡するなどして、通学路を通るよう指導を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

ご答弁だと、そのような児童生徒を把握された場合には、まずは当該児童生徒への指導を行い、またケースによってはご家庭への連絡をするということでありまして。

では次に、冒頭で述べましたが、現状の通学路対策には課題等が多々あるように、私は感じておりますけれども、その通学路での危険箇所については、本市としてはどのように把握され、また現状ではどのように対策をされているのか、お尋ねいたします

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通学路の危険箇所の把握についてでございますが、まず1点目は、飯塚市小中学校PTA連合会から提出されます改善要望、次に、学校長、PTA会長、自治会長の連名による緊急性のある改善要望、そして、通学路の見守り活動を行っていただいている地域の方などからの情報提供の、主に3つの方法により危険箇所の把握を行っております。

次に、その対策でございますが、飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会において、現地の合同点検を実施するなどし、必要に応じ、危険箇所の改善を図っているところでございます。なお、緊急性のあるものにつきましては、関係課と連携を図りながら迅速に対応のほうを行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今、部長のご答弁では、危険な箇所の把握方法として3つ挙げられましたけれども、1つ目が飯塚市小中学校PTA連合会から提出される改善要望、2つ目が学校長、PTA会長、自治会長の連名による緊急性のある改善要望、3つ目が通学路の見守り活動を行っていただいている地域の方などからの情報提供、この主に3つということでありまして。また、対策としては、飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会において、現地の合同点検を実施するなどし、必要に応じて、危険箇所の改善を図っているということでありまして。また、なお緊急性があるものに関しては、関係各課としっかり連携を図りながら、迅速に対応されているということでありまして。

では、通学路でも見通しの悪い箇所など、危険箇所はあると思っておりますけれども、以前から通学路の危険な場所に防犯カメラの設置が必要ではないかと幾度も指摘し、ご提案をさせていただいてきましたが、過去には学校施設内での痛ましい事件が、全国的に見れば、ちょっと遠い昔にあ

ったと思われます。私は記憶しております。そこで、本市の学校施設では、セキュリティー対策、不審者対応として、現在、防犯カメラを設置しておられるところがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

市立小中学校に設置する防犯カメラについては、飯塚市立小中一貫校頼田校に2基設置をしております。当校は学校施設と図書館を含む頼田交流センターが併設されていることから、建築設計時の防犯計画において、不審者等の学校侵入については、頼田交流センター部分を経由したもののや正面付近等からのものが考えられることから、その対策として設置を検討されていたものでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今、部長の答弁では、小中一貫校頼田校に2基設置をされているということであります。若干少ないかなというのちょっと残念であるのですけれども、見通しの悪い通学路への防犯カメラ設置には、以前からずっと言って、やり取りをやる中で、個人のプライバシーの関係等で設置するのに課題があるという様なものがありますけれども、しかしながら、以前もお伝えしましたが、全国的に見ても、通学路への防犯カメラ設置自治体が、現在増え続けているのも現実であり、とても意味があることだと私は考えています。

では、学校の敷地内、例えば正門と裏門付近への設置に関しては、私の考えとしては、プライバシーとかそこら辺りの問題はないのではないかと考えております。というか、既に設置をされている学校も全国的に見れば多々、東京のほうとかも、以前もお伝えしたと思うのですけれども、あつたと記憶をしております。一度、そこをお尋ねしていただきたいということを以前も言うておりましたけれど、また再度、その部分も確認をお願いしたいのですけれども、今、ざっと、先ほども防犯カメラを設置している自治体が多々あると、多く増え続けていると言いましたけれども、幾つかちょっと紹介をさせていただきます。調布市では現在175台設置を、これは電柱に設置をされており、それと別に啓発用の巻き看板を同じ電柱にされているというところもありますし、立川市では平成27年から29年度の3か年で各校5台、20校ほどあるのですけれども、小学校の通学路に設置をした。また、府中市では、現在は159台設置されておりますし、墨田区では124台、その他も結構あるのですけれども、その中で、箕面市は平成27年3月末までに750台を設置して、4月より運用を開始している。これは自治体だけではなくて、自治会の防犯カメラの設置に対する補助金も、ここはありまして、防犯カメラ1台を設置するのに上限26万円までをして、行政がやる分と地元の方でやっていただくという両方を併せて安全確保に取り組まれている自治体もあるとお聞きしております。

ここで、いま一度、本市のかけがえのない大事な児童生徒の安全を守るために、先進的な取組をされている学校に一度、情報等をお聞きしていただきたいと要望するとともに、そういう取組をお聞きしたのであれば、その結果の報告も、しっかりと私に聞かせていただきたいと思っております。

では次に、通学路の安全確保のための誘導員について、お聞きいたします。朝の登校時に車で近くを通ると、児童生徒の安全確保のために誘導されている姿を拝見いたします。朝早くから頭の下がる思いであります。そこでお聞きいたしますが、特に小学校についてお聞きしたいのですが、交通安全活動については、市内小中学校の全校で現在実施されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

交通安全活動につきましては、市内小中学校の全校で実施をしております。毎月20日は安全の日として、学校、教育委員会、それから企業局、また、各地域のPTA、自治会、警察などが連携をし、朝の通学の見守りパトロールを行っているところでございます。また、誘導員ではございませんが、春・夏の交通安全運動においては、自治会やPTAも含め地域の方や警察、市役所全体で児童生徒の通学の安全確保を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁では、誘導員ではなく、ご協力いただいて活動されている方ということです。

では、その方々は、どのような方が現在されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校関係者をはじめPTA、自治会、老人クラブのような地域のボランティアの方に支えられ、通学路の安全確保が図られているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁では、学校関係者をはじめPTA、また自治会、老人クラブのような地域のボランティアの方のご協力で、朝の児童生徒の安全が図られているということであります。

では、通学路の安全確保において、下校時間の取組は現在どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

自治会やおやじの会など地域住民からなる活動団体や教育委員会で青色防犯パトロールを行っております。青色防犯パトロール、通称「青パト」でございますが、青パトに携わるに当たっては、警察の講習を受講したものに限定され、許可された車両に青色の回転灯をつけて、下校時の各校区を巡回し、通学路の安全確保に取り組んでおります。

また、地域の施設や個人宅において、子ども110番の家として登録いただいたご家庭や施設を子どもの緊急避難所として、危険を感じ、助けを求めてきた際に、子どもを保護し、警察に通報いただくことで、子どもの安全に協力していただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今の部長のご答弁だと、教育委員会をはじめ自治会等の方々が下校時の児童生徒の安全確保のために尽力されているということであります。しかしながら、登校時間の活動、朝の時間に比べ、下校時間の取組が多少少ないように感じるのですが、その理由等があれば、お尋ねいたします

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通学路の見守りにつきましては、朝の登校時間と違い、児童生徒の下校時間のばらつきにより、見守りが必要な時間が不定期となりますことから、地域の方の取組については、朝の登校時間と

違い、限定されていることが要因ではないかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

ご答弁にありましたように、朝の登校時間に比べて、下校時には児童生徒によるばらつきがあるため少ないということでもあります。

以前、あるご父兄からご相談がありまして、そこは学校の正門近くに信号機が設置されておりまして、一部、歩行者用の信号が片方についてはあるんですけども、片方は、警察にも問い合わせたんですけども、設置する場所がないという状況で、上の大きい信号しかなくて、低学年の子どもさんは目線がこうなので、横断歩道があれば渡れると思って、何度か危ない目に、車との接触というか、車は青だからそのまま信号機があるので走ってきますので、そういったことが何度も、子どもさんが危険な目に遭われて、何とかありませんかという、そういうこともありました。

今、先ほどご答弁いただきまして、下校時間というのは長いので、本当にそれを見守っていただくというのは大変だと思いますけれども、事故等そういうところも、もう一回点検をしていたら、もう一つは児童生徒へのしっかりとした指導を、しっかりといただくとともに、今後、しっかりまた何か対策を考えていただくことを要望しておきます。

では次に、通学路の安全確保のための車両の制限等について、実施された事例等があれば、ご紹介いただけますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

飯塚市役所近辺で挙げますと、新飯塚駅から嘉穂東高校へ向かう筑豊教育事務所の横の道路が、朝7時から9時までの新飯塚駅に向かう方向への車両は進入禁止というふうになっております。また、飯塚第一中学校に通じる周辺の道路はゾーン30に指定され、走行車の最高速度制限が30キロメートルに制限された区域となっております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁では、車両の制限等の事例はあるということです。

では、実施された事例については、どのような手順で行われていくのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

通行禁止等の交通規制については、警察署長の上申に基づいて、県の公安委員会が実施するものや、各道路管理者が実施する車両の通行制限等がございます。ここでは、教育委員会で受け付けました危険箇所についての対応手順についてお答えします。先ほどの答弁でも、PTA連合会等からの改善要望や情報提供等を踏まえ、教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、現地調査を行います。この現地調査を踏まえ、対策内容について、飯塚市通学路交通安全対策プログラムにおける飯塚市通学路交通安全推進連絡協議会で協議することとなります。この協議会では具体的な対策を検討し、決定した改善計画を基に対策を実行する期間を決定し、それぞれに必要な対策を進めていくこととなります。また、教育委員会では、改善内容によっては地域の意見を求め、改善内容に大きな予算や長期日数を要する箇所もあることから、対策内容については、毎年度、この協議会において進捗管理も行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今、部長のご答弁では、警察署長の上申に基づいて県の公安委員会が実施するものや、各道路管理者が実施する車両の通行制限等が、あるいは教育委員会として受けた分に関しては、最終的には飯塚市通学路安全対策推進連絡協議会でしっかりと協議を行っていくということでもあります。

では、通学路の安全確保として、警察との連携等について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会は、警察及び道路管理者や防犯対策等を踏まえ、市の内部機関と通学路の安全対策について連携して取り組んでおります。飯塚市通学路交通安全対策プログラムにおける通学路安全対策推進連絡協議会で危険箇所の点検、協議を行い、危険箇所の改善や対策を講じているところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

教育委員会は、警察及び道路管理者や防犯対策等を踏まえた市の内部機関と通学路の安全対策について連携するというところであります。

では、地域との連携等について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

繰り返しにはなりますが、ボランティアとして通学路の誘導・見守り活動をしていただいております。また、青パトでの登下校のパトロールで、通学路の安全確保にご協力をいただいております。子ども110番の家では、子どもの身の安全に協力をいただいております。地域の方が協力いただけることで、子どもたちの安全意識が高まり、地域住民との面識が広がり、交流が促進され、防犯に対しての効果が得られているものと考えております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

では、この項の最後に、平日の放課後や休日において、子どもたちの安全な活動場所・遊び場として、学校施設のグラウンド等は使用できないのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除くほか、原則使用してはならないとされておりますが、教育上支障がないと認める範囲で、社会教育、その他公共の目的のために使用を承認している制度がございます。これは、法令に基づき、もしくは管理者、または校長の同意を得て、学校施設の目的外使用について、団体登録から行い、使用申請を経て、利用することを可能とする制度でございます。

今回、ご質問の趣旨はそのような団体の利用申請ではなく、平日の放課後や休日において、学校区内の児童が学校施設のグラウンド等の一部を使用することについてのことと考えますが、子どもたちの健全な活動の範囲、時間等において、学校施設のグラウンドで遊んでいることもござ

います。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今の部長ご答弁では、子どもたちの健全な活動の範囲、時間等において、学校施設のグラウンドで遊んでいることもございますということでもあります。ということは、校区内の児童生徒が放課後等に学校のグラウンドで遊ぶことは、私たちとしては大丈夫だと、ここで言えないと思うんですけども、理解をいたしたいと思っているんですけども、もちろん常識の範囲だとは考えております。

昔と違い、現在は子どもたちが遊ぶ場所が少なくなり、公園等ではボール遊び等が自由にできなくなったともお聞きしております。これで遊ぶ場所がないと悩んでおられる父兄の皆さんも、公ではあれですけども、多少なりともその思いが解決するのではないかなと思いますけれども。

最後になりますけれども、未来ある子どもたちの安全安心を確保するためにも、通学路の対策はとても重要かつ大事なことだと考えております。今回要望した下校時の見守り、学校の正門及び裏門近くへの防犯カメラの設置等々について、今後、通学路も含めてですけども、しっかりと協議をしていただき、もちろん先進地、今現在やられてるところの調査等も含めて、迅速に取り組んでいただきたいと再度要望して、この質問を終わります。

では次に、「道路及び公園の維持管理について」、お聞きします。地域を回る中で様々なご意見、ご要望をお聞きします。中でも一番多いのが、道路が傷んでいるが数年以上もそのままの状態で大丈夫なのではないかという等々です。

そこで、まず本市の道路維持管理の現状について、お尋ねいたします。道路の維持管理については、計画的に維持管理を行っていると同っておりますが、どのような維持管理をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の道路維持管理の現状についてのご質問ですが、まず、舗装につきましては、修繕計画に基づき優先順位を決定し、国の補助事業である社会資本整備総合交付金及び道路橋りょう整備事業債を活用して工事を実施しております。また、側溝などの道路構造物や附帯施設の修繕につきましては、危険性の高いものから順次修繕工事による対応を行っております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今の部長のご答弁では、舗装については修繕計画に基づき優先順位を決定し、国の補助事業である社会資本整備総合交付金及び道路橋りょう整備事業債を活用して工事を実施している。また、危険性が高いもの、側溝等、構造物に関しては、危険性の高いものから順次、修繕を行っているということでもあります。

では次に、本市の横断歩道の補修について、お尋ねいたします。横断歩道につきましては、市内各所において薄くなっているところ、また、消えてしまっているところが多く見受けられます。これらの箇所について、今後、どのような修繕計画を立てられているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

横断歩道の白線につきましては、福岡県公安委員会の所管となりますことから、横断歩道の補

修箇所について、県警に申し伝え、県警が随時、補修工事を実施することとなります。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁では、横断歩道の白線補修については、福岡県公安委員会の所管で、県警に申請して、県警が随時、補修工事を行うということでもあります。ただ、市内の横断歩道の消えかけた白線の現状を見てみると、申請して半年から1年、結構かかるというか、補修が完了しているのを確認しておりますけれども、信号がある横断歩道は信号機に従うので大丈夫でありますけれども、信号機のない横断歩道は、歩行者がいる場合は、原則、車が停止する規則であります。夜で横断歩道が消えていて見えない状態だと、歩行者は横断歩道があるから渡りますが、車は白線が見えずに止まらず、人身事故になり得ることもあり得るのではないかと、私は考えております。これは要望でありますけれども、県警のほうに、信号機のない横断歩道の白線が消えている場合、多分、幾つかまとめて発注し、横断歩道の白線を整備していくと思うんですけれども、信号がないところに関しては、まとめてではなくて随時やっていただけないか、そこら辺りをしっかり強く県警のほうに要望していただきたいと思えます。

では次に、歩道の設置等について、お伺いいたします。本市の道路においては歩道がない箇所が多数あるかと思いますが、これらの箇所に歩道を設置するために条件等があるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

歩道の設置条件につきましては、まず、その場所が歩道の設置ができる状況にあるかどうか、例えば、現況の道路幅員での設置の可否や、拡幅が必要な場合は用地の確保が可能かどうかの条件がございます。また、通勤や通学等における歩行者数や車両の交通量を考慮するなど、様々な条件がございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁では、歩道の設置条件については理解をいたしましたけれども、それでは、歩道が設置できない箇所について、歩道に代わる歩行者の安全対策はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

歩道が設置できない箇所における歩行者の安全対策としましては、本市では主に通学路において、外側線から路肩にかけてグリーンベルトを設置するなどの対策を行っております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

ご答弁にありましたグリーンベルトの設置についてでありますけれども、これまでどのくらい、本市として設置をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和2年度から令和4年度までの設置状況でお答えしますと、3年間で合計4200メートルのグリーンベルトを設置しております。また、近年では、令和3年7月に実施された通学路の安全確保に係る緊急点検により、安全対策が必要な箇所につきまして、国の補助金を活用してグリーンベルトを設置しており、令和5年度につきましても、約2千メートルのグリーンベルトの設置を予定しております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

ここまで歩道の設置条件やグリーンベルトの設置についてお聞きしましたが、それは間もなく開業するゆめタウンでありますけれども、その周辺は歩道がない場所が多数あり、開業後は交通量が大幅に増加するのはもう間違いないのではないかと思います。歩行者の安全を確保する歩道の設置及びグリーンベルトの設置に関して、行政の立場としてしっかりとゆめタウン周辺を、いま一度また見ていただいて、地域と警察としっかりと協議をしていただき、事故等が発生しないように対策をしっかりとさせていただきたいと要望しておきます。

では次に、本市の過去3年間の市道管理上の陥没等を含めた車両損傷事故発生件数について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

3年間における市道上での車両損傷事故につきましては、令和2年度がゼロ件、令和3年度が3件、令和4年度では2件、計5件の車両損傷事故が発生しております。事故発生原因の内訳につきましては、側溝等のグレーチングがはね上がったことによる事故が3件、水たまりによる事故が1件、陥没による事故が1件となっております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

では次に、市民が道路の損傷等に関する情報提供をする場合、どのような方法があるのか、お尋ねします。また、年間どれくらいの情報提供があるのか、どう対応されているのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市民からの道路に関する情報提供につきましては、電話やメール、また、今年度より運用開始したLINEを活用した通報システムにより連絡を受けております。連日、大変多くの情報提供がありますことから、件数の把握まではできておりませんが、情報提供を受けた場合、職員が現地確認を行い、早急に対策を行っているところです。また、土木管理課におきましても、毎日、道路パトロールを実施し、ポットホール等の道路損傷箇所を発見した際には、その都度、補修を行っており、令和4年度の1年間で8384件の補修を実施しております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今の部長のご答弁では、市民から情報提供は連日大変多くて件数の把握はできていないとのこと。また、土木管理課職員が発見し補修した箇所は、令和4年度、1年間で8384件。あと、最初に部長のご答弁で、道路の補修は優先順位を決めて行うと言われました。確かに限られ

た予算の中で全ての道路の補修管理を行うことは難しいとは考えますけれども、冒頭に、私が地域を回る中でいただいたご意見、ご要望の中に、数年以上もう手つかずの傷んだ道路が現実にはあるということでもあります。その箇所の中から市民及び職員の目の行き届かないところから、先ほど言った件数はそんなにありませんけれども、事故等が発生するのではないかと思います。今後とも対策をしっかりとさせていただくことを強く要望しておきます。

では次に、公園の維持管理及び利用条件についてお聞きします。本市の公園には様々な種類の公園があるかと思いますが、その全てを市が維持管理を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の公園につきましては、都市公園、児童遊園、開発遊園、その他の公園の、大きく4つに分類することができます。都市公園や児童遊園につきましては、市が維持管理を行っておりますが、開発遊園やそのほかの公園につきましては、地元の方々に一部維持管理をお願いしている状況でございます。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁では、開発公園やその他の公園については、地元の方に一部維持管理をお願いしているということでもあります。

では、市が維持管理を行っている都市公園や児童遊園では、野球などのボール遊びを禁止するような条件が定めてあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市が維持管理を行っている都市公園、児童遊園におきましては、質問議員が言われますような具体的にボール遊びを禁止するような利用条件は定めておりません。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁では、そのような利用条件等は定めていないということでもあります。

それでは開発遊園等について、地元の方で野球などのボール遊びを禁止するなど、一定の利用条件が定めてあるのかどうかについて、本市としては把握されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発遊園等につきましては、地元でどのような利用条件を定めているかにつきましては、把握しておりませんが、これまでに幾つかの自治会等から質問議員が言われますような野球などのボール遊びを禁止する旨の貼り紙等をしてほしいという要望を受け、公園に貼り紙等の対応を行っているところでございます。なお、地元自治会で決めたルールに基づいた管理を行っているものと思慮しております。

○議長（江口 徹）

24番 守光博正議員。

○24番（守光博正）

今のご答弁だと、市としては利用条件等を把握していないとのことでもありますし、また、自治

会等で、中にはそういう条件等があるということもあるということでもあります。一部、野球などのボール遊びを禁止する旨の貼り紙をしてほしいという要望を受けたことが、先ほど言われましたけれども、今回このような質問をした経緯については、まず、お母さんから子どもさんが友人と近所の公園で、多分、開発公園ではないかなと思われまけれども、ボール遊びをしていたら、その場では注意を受けることなく、後日、学校から親御さんに連絡があり、地域の方からボール遊びをしては危ないので注意をしてほしいと言われたということでありました。そこでお母さんのほうが、学校側に公園でボール遊びはしてはいけないという決まり等があるのですかということをお尋ねしたら、学校側は、それは分かりませんという、ちょっと無責任な対応をされたとのことでありました。もちろん、狭い公園でボール遊びをすることは、周りの人に危険で迷惑をかけることがあるかもしれませんが、対応をもう少ししっかりしていただければと思っております。今後は、市が管理する公園も地域に維持管理をお願いしている公園もボール遊びなどできない場合は、しっかりと禁止とかそういう看板とか貼り紙をしていただきたいと思っております、これは要望しておきます。

最後になりますけれども、人間の命は1つであります。これはごくごく当たり前のことでもあります。不慮の事故や事件で命を落としてしまうと、もう二度と戻ってはきません。なぜこのようなことを言うのかというと、もっと早く、先ほど言いましたけれど、横断歩道の白線の補修をしていればとか、早く防犯カメラを設置しておけばとか、後から幾ら悔やんでも命は戻ってこないということを、いま一度私たちは真剣に考えていかなければならないと思います。そのことを強く申し上げて、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。28番 道祖 満議員に発言を許します。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

質問通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、「子育てに関連して」、質問してまいります。こども家庭庁が今年4月から発足いたしましたけれど、これにより飯塚市の子育ての取組などがどのようになるのか、お尋ねしてまいりたいと思います。まず、令和4年6月15日に児童福祉法が改正されておりますが、この法律の改正の概要はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

令和4年の児童福祉法等の改正につきましては、児童虐待に関する相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業拡充などが行われております。具体的には、市区町村に全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターが設置され、また、訪問による家事支援、児童の居場所づくり支援、親子関係の形成支援など、新たな事業に取り組んでいく方針が打ち出されております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番 (道祖 満)

飯塚市では、「子ども家庭総合支援拠点の設置に伴う子ども・子育て関連の業務体制について」を令和4年4月に飯塚市福祉部子育て支援課より、4月22日の福祉文教委員会に提出されておりますけれど、これによりますと、「実情の把握」、「情報の提供」、「相談」、「調査及び指導」、「支援」、「関係機関との連絡調整」の6つの業務を1セットにしたものを、子ども家庭総合支援拠点といいますとあります。この家庭総合支援拠点については、令和4年度末までに各市町村に設置されることが目標とされておりましたが、飯塚市では既に設置されていると理解しておりますけれど、この拠点の活動状況についてはどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長 (江口 徹)

福祉部次長。

○福祉部次長 (林 利恵)

質問議員がおっしゃるとおり、本市では令和4年4月に社会福祉士の資格を持つ子ども家庭支援員2名、虐待対応専門員4名、母子・父子自立支援員2名と、非常勤ではございますが心理担当支援員に加え、本市独自の措置として、小児科の医師と弁護士を配置した子ども家庭総合支援拠点を設置しております。さらに令和5年度からは、児童相談所の経験者であるスーパーバイザーにも月に1度、会議に参加していただき包括的な支援を行っているところでございます。

拠点の稼働状況につきましては、学校や児童相談所、警察署などからの情報提供を受けて支援や対応について協議を行う拠点会議を令和4年度は年間50回行ってまいりました。また、すぐに対応を求められるような虐待通告を受けた際に行う緊急受理会議につきましては90回程度行っております。拠点会議におきましては、先ほど申し上げました心理担当支援員や医師、弁護士のアドバイスを有効に生かした協議を行い、効果的な支援に結びつけているところでございます。

○議長 (江口 徹)

28番 道祖 満議員。

○28番 (道祖 満)

ここに先ほど言いました支援拠点の資料がありますけれど、8ページに支援拠点の業務内容の事務分担が書かれておりますけれど、この配置する職員と業務内容の説明があるんです。今、お答えいただきましたけれど、いろいろな資格者が参加して体制を整えておるようでございますけれど、市の職員はこの中で何名いらっしゃるのかなというのが一つ、改めて質問を整理しているときに思ったんです。今、言われたように小児科の医者とか弁護士とか入れているいろいろやられておりますけれど、市の職員は何人ぐらい入られて、その人たちはどういう資格を持っているのか。また、子育ての支援体制に対しての研修等はどういうふうに行われておるのか。参考までにお聞かせいただければと思っておりますけれど。現実的に何もされていないなら、されていない、資格も何もない、それはそれで結構なんです。と言いますのは、実態把握のためにちょっと質問させていただいております。と言うのは、大体、市の職員は3年から5年の間で異動しておりますので、そういう状態なのかどうか、ちょっと確認のために質問いたします。

○議長 (江口 徹)

福祉部次長。

○福祉部次長 (林 利恵)

市の職員といたしましては、先ほども答弁いたしました職員とは、また別に事務処理対応職員として2名の正規職員を配置しております。こちらの職員も拠点会議のほうに入りまして、また、支援が必要なご家庭に虐待対応専門員などと一緒に訪問などをして、支援を一緒に行っているところでございます。そのような職員については、県のほうで児童虐待対応相談員等の研修等を行

っておりますので、児童福祉士任用前研修、もしくは要対協担当者研修など、具体的な研修を受けたところで、正規の職員についても対応を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

では引き続き、こども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの見直しを行い、子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）、児童育成支援拠点事業（学校や家以外の居場所支援）、親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）が新たに新設されるということ聞いております。それとともに子育て短期支援、一時預かり事業については拡充されるというふう聞いておりますけれども、どのような業務になるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

こども家庭センターにつきましては、質問議員がおっしゃったとおり子ども家庭総合支援拠点、保健師が中心となって、妊娠期から子育て期のサポートを行う子育て世代包括支援センターが連携し、包括的な相談支援を行うこととなっております。本市におきましては、既に子ども家庭総合支援拠点を所管する子ども家庭相談係と子育て世代包括支援センターを所管する母子保健係が、子育て支援課内に設置されておまして、保育課と併せて、「こども家庭センターc o c o s u m o」という名称を掲げ、業務を行っているところでございます。子育て支援課の体制といたしましても、令和5年度からは、この2つの係を受け持つ統括支援員として、保健師を課長補佐として配置し、業務においては、既に連携体制が確立されているところでございます。

今後は、国がこのような世帯等への支援計画の作成を行っていくように、プランを立てておりますけれども、この国の示すサポートプランについて、どのような様式を用いて、どのように活用するのかなどを具体的に検討することとしております。

また、新規事業となる子育て世帯訪問支援事業、おっしゃった訪問による生活の支援、また、学校や家以外の居場所の支援として、児童育成支援拠点事業、また、親子関係の構築に向けた支援として、親子関係形成支援事業につきましては、現在、市でも訪問型の日常生活支援事業や子ども食堂の支援のような居場所づくりの事業を行っておりますけれども、これらの既存事業との統合や見直しを行いながら、さらに充実した事業の実施に向けた検討を行っているところでございます。

また、同じく既存事業であります子育て短期支援事業と一時預かり事業においては、まず子育て短期支援事業におきましては、現在は養育が難しいお子様を一時的に預かる事業ですけれども、この短期支援事業を親子で入所利用可能とするような対応を求められておりますことから、施設の有無や確保が必要であり、また一時預かり事業についても、レスパイト目的の利用なども可能とするということで、利用件数が増えることが見込まれることから、今後、事業の実施については解決すべき課題は多いものと考えておりますけれども、検討を続けていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ちょっと細かくお尋ねしたいのですが、国はこども家庭センターについては、令和4年度に法律に基づいて調査研究を実施して、ガイドラインを作成するというふうに言っております。そして、令和6年4月から運用を開始したいというふうに言っていると思うんです。それは承知

しておりますけれど、先ほど答弁で言われました飯塚市が現在、こども家庭センターという、名称「c o c o s u m o」を運営しているということは、法律で求められているこども家庭センターの概要、組織体制等はほぼ体制的には似ているということで理解できるんですか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

こども家庭センターは、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関として位置づけられており、現在飯塚市では、児童福祉と母子保健を一体的にやっておりますので、形としては、こども家庭センターのほうは設置されておりますけれども、国が示すものとしてサポートプランというものを今後活用しなさいということで、支援計画を全てのお子様や妊産婦等へお示しするものとして、サポートプランを今後作成していくこととなっておりますけれども、これにつきまして、現在、まだ国のほうが具体的な様式などを示しておりませんので、そこについてはまだ検討中というところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

名称はこども家庭センター、必要な機能を有することとなっておりますけれども、センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立が言われております。これはどういう方になっていくのか、確認させていただきたいと思っておりますし、今はまだこれはいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。いらっしゃるなら、誰がなっているのか。統括支援員というのが必要になってきます。母子保健と児童福祉の双方について十分な知識を持つ者を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築することとなっておりますけれども、組織体制について、現状と、現状では足りない部分があるのか、ないのかを確認させてください。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

こども家庭センターのセンター長については、まだ具体的に子育て支援課長とすべきなのか、そのところの協議は行っておりません。しかしながら、統括支援員につきましましては、先ほど申し上げました保健師、こちらの保健師については、虐待のほうの研修も受けております保健師を既に配置して、母子保健と児童福祉の両方を管理する保健師を配置しておりますことから、一定の体制はできているものと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

私自身は正直言って、あなたは体制ができていると言っておりますけれども、私はまだできてないと思っているので、それで質問させていただいるんです。足りているなら何もしなくていいんですけれど。ただ、業務は3つ新しい業務が言われているんですよ。その体制は、整えられているのかというと、まだ整えられていないのではないかと私は思っています。例えば、児童育成支援拠点事業（学校や家以外の居場所支援）について、新しく拠点を設置するというふうになっているんです。それに対しての考え方がいろいろ言われておりますけれども、それは民間に委託するのか、既存の施設なりに委託するのか、新たに公的な拠点を設けるつもりなのか。その辺のことは、これは取組の仕方によっては、人員配置とかそういうことでいろいろ経費の問題も生じますけれども、その点についてはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

センター長や統括保健師については、既に該当する職員がいるというふうに答弁させていただきましたが、今後新たな事業となります子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業など、こういった事業については、現在検討中のごさいますて、おっしゃいますとおり、こういった新しい事業を行うには、現在の人間では大変厳しいものもあり、どのような形であれば現状で行えるのか。また、どうしても人が足りないのであれば、どのような人員体制になれば可能であるのか。午前中の一般質問でもございましたが、保健師が必要とされる支援が現在大変多くなってきておりますので、そういったところも考えながら配置等も考えていかなければなりませんので、新規の事業につきましては、今すぐ全ての体制ができているというところは、できていないというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

私もこれまで子ども・子育て関連の支援体制の一段の充実を図るための法整備が進んでおるといふふうに理解しているのです。そしてこの法の求める業務体制にして、市の取組は十分なのか、今後どうするのかという思いがあって、今のお尋ねをしましたけれど、資料を読んでおきますと、恐らく担当部課長は読まれていると思うんですけど、何か全体的に読みますと、職員に対する業務も、例えば統括支援員というのは、それはそれでいいんですけど、ほかに従事する職員に対して、専門的知識をつけるというような施策が進んでいくのではないかというふうに思っております。これはなぜかと言うと、中に子ども家庭福祉の認定資格というのが掲載されていて、これが該当するのかどうか分かりませんが、この子ども家庭福祉指定研修というのが100時間程度しなくてはいけないというような内容が法律の説明資料に記載されているんです。それを見ていると、市の職員にどこまで求めるのか。これについても先ほど言いましたように3年とか4年で異動するのが果たしていいのかどうかということも考えていかななくてはいけない。例えば、行政として、ここに書いてあるような子ども家庭福祉指定研修を100時間程度と言ったら相当な時間ですよ、日数が必要になってきて。そして宿泊研修をして、人材育成をして、それで貼り付ける。それをまた異動して。ローテーションで多くの人たちが資格を取っていくことはいいことですが、マンパワーの関係があって、全部が全部こういう研修を受けられないと思っておりますので、やはり何人かしっかりした人が何年か長くいて、そして若い人に研修を受けさせて、そして何年かしたら代替わりしていくというようなことを取り組んでいかななくてはいけないというふうに思うわけですが、そんなことを考えていくと、さきの福祉文教委員会でも、福祉関係の職員が今のままで大丈夫かというような質問があったと思いますけれど、取りあえず大丈夫だというような答弁を課長がされていたと思いますけれど、今の状態ではいいかも分からないけれど、先ほども言いましたように、国が求める子どもに対する体制、育成に対する体制というのが、だんだんだんだん業務拡大になってきています。そうすると、今のままではやはり対応が無理なのではないかと。例えば、市の職員以外の外部の人たち、弁護士さんとか、医者とか、それだけの多くの人たちに頼って、頼るためにはやはり事務連絡もいろいろな形でやっていかななくてはいけない。資料等の作成も作っていかなくてはならないと思うんです。そういう意味では、私は今のままでは間に合わない。令和6年度4月からの運用のときに、はいどうぞと言って、今の体制でやれるんですかということなんですよ。部課長もそういう体制ではなくて、法律が求めることにおいては充実していきたいという答弁でありますけれど、人材を確保する意味では、市長なり、副市長が責任を持って、取り組んでいかななくてはならないと思うんですけれど

ど、その辺の考え、市の考えを市長なり副市長からご答弁をいただきたいと思っておりますけれど。

○議長（江口 徹）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

質問議員のおっしゃるとおり、市は地域の実情に応じた施策の展開が必要となってまいります。子どもに限らず、高齢者や障がい者も含め、人でしかできない支援につきましては、専門職である保健師が中心となって、しっかりと関わっていかなければなりません。一方で、DX化の推進による業務の効率化も必要となってまいります。市の財産である子どもたちのため、子ども施策を進めていくために、効率的な業務展開を図りながら、必要な人員についてはしっかりと確保していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

市の職員採用の際に、新たに資格を持っている方なり、教育を受けている方なりを採用するのも一つの道かもしれませんね。だからそういうことで充実した政策に取り組んでいただきますよう、この点についてお願いして、次の質問に移っていいでしょうか。

「飯塚市公共施設跡地売却について」、質問させていただきたいと思いますが、旧楽市小学校の施設・施設跡地の売却を実施しておりますけれど、購入希望者はどういうふうに応募がされているのかどうなのか、確認させてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧楽市小学校跡地・跡施設の売却につきましては、令和5年3月27日から令和5年5月31日まで、応募申込みの受付を行いました。結果は2件の申込みがっております。なお、土地利用計画書及び価格調書の提出期限は令和5年6月30日までといたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

では、旧立岩交流センターの施設・施設跡地の売却を実施しておりますけれど、購入希望者が出てきているのか、どのように応募がされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧立岩交流センター跡地・跡施設の売却につきましては、令和5年4月10日から令和5年6月9日まで応募申込みの受付を行いました。結果は4件の申込みがっております。なお、土地利用計画書及び価格調書の提出期限は令和5年7月7日までといたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

では、旧鎮西中学校の施設・施設跡地の売却を実施しておりますけれど、売却に対しての応募者等はどのようなふうになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧鎮西中学校跡地・跡施設の売却につきましては、令和5年2月27日から令和5年4月28日まで応募申込みの受付を行いました。令和5年5月31日まで土地利用計画書及び価格調書の受付を行いました結果、1件の申込みがっております。今後のスケジュールにつきましては、7月上旬に飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選考委員会を開催する予定としておるところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

では、旧潤野小学校の施設・施設跡地の売却を実施しておりますけれど、応募等がどのようになっているのか、これについてもお尋ねします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧潤野小学校跡地・跡施設の売却につきましては、令和5年2月27日から令和5年4月28日まで応募申込みの受付を、令和5年5月31日まで土地利用計画書及び価格調書の受付を行いました。結果は、申込みがございませんでした。今後につきましては、市で校舎等建物の解体を実施する方向で、現在協議を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

旧潤野小学校以外は全部応募があっているということですが、旧鎮西中学校については令和5年になっていきますけれど、これは令和5年以前に公募をした経緯があったのでしょうか。そのときはどういう状況でしたか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

過去に2回の公募をかけて実施をいたしておりますけれども、どちらも応募がなかったという状況でございました。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

旧潤野小学校については、公募しても該当するところがないから、校舎は市のほうで解体し、更地にして売却する予定であるというふうなことですよね。これについても公募したけれど、申込みがないということは、やはり何らかの原因があるというふうに思っておりますけれど、それは後ほどお尋ねしますけれど。ということは、ちょっと立ち止まってすみませんけれど、契約に至るまでどうなるか分からないということですね。例えば、旧薬市小学校に2者の公募があっているけれど、売れましたという話ではないですね。旧立岩交流センターについても、4者来ましたけれど、売れましたという話でもないですね。旧鎮西中学校についても、やっと1者来ましたが、売ったわけではないという話ですよね。どうなるのか分からないと。以前のところも希望はあったけれど、最終的には売却に至らなかった。そこにはやはり何らかの原因があったということですね。今後もそれは考えられるということですね。

それで何を言いたいかといいますと、ここの4か所の公共施設・施設跡地の路線価は幾らにな

っておるか、また路線価による各跡地の評価額は幾らになるのか、お尋ねしたいんです。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

旧楽市小学校ほか3施設の路線価につきましては、令和4年度の正面路線価で申し上げますと、旧楽市小学校は平米単価1万4500円、旧立岩交流センターにつきましては平米単価3万9800円、旧鎮西中学校は平米単価1万6600円、旧潤野小学校につきましては平米単価1万2700円となっております。また、各施設の評価額ということでございますけれども、4施設の売却予定最低価格の設定につきましては、路線価から算出しているわけではございませんで、不動産鑑定評価を実施した結果に必要な経費等を勘案し設定をしているところでございます。旧楽市小学校の売却予定最低価格は450万円、旧立岩交流センターにつきましては400万円、旧鎮西中学校につきましては1900万円、旧潤野小学校につきましては1円ということになっております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

何で路線価で聞いているかという、例えば、旧潤野小学校は1円で売ろうとしたけれど売れていないということなんです。ですけれど、路線価でいけば平米単価1万2700円となって、あそこの面積を私は承知していませんけれども、相当な面積になるのではないかと思います。それは恐らく何千万円の単位になるのでしょうか、平米数が分かりませんので。暗算が不得意なので申し上げますけれど。ということは、その土地が1年間売れなかったら、それだけ固定資産税が入ってこないということなんですよね。その点だけははっきりしているので、固定資産税が入ってくる方法をやはり考えていかなくてはいけないというふうに思っております。

それでなぜ売れないか。私は旧楽市小学校の売却の状況について、施設を見学に行きました。そしてその際にアスベストの話が出まして、4つの公共施設については、アスベストが使用されているということでしたけれど、それは間違いないのでしょうか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

各施設のアスベストについてですけれども、アスベストは撤去作業レベルに応じて、飛散性の高いほうから順にレベル1、レベル2、レベル3に分類されます。建築材料のアスベスト分析調査及び図面の仕上げ表で確認した結果、旧楽市小学校につきましては、校舎の外壁や校舎内部の天井等の一部にレベル3のアスベストが使用されています。旧立岩交流センターにつきましては、建物内部の床、壁、天井及び屋根の一部にレベル1及びレベル3のアスベストが、煙突の内部にレベル2のアスベストが使用されています。旧潤野小学校につきましては、屋外倉庫の外壁や校舎内部の床、壁、天井の一部にレベル3のアスベストが使用されております。旧鎮西中学校につきましては、校舎内部及び屋内運動場の天井にアスベストが使用されている可能性があるため、レベル3のみなし判定を行っております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

アスベストの管理についてはうるさく言われておりますけれども、アスベストが使用されているとすれば、アスベストの除去処理はどのような方法で行われるのか、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

アスベストの除去処理方法につきましては、工事に携わる労働者の健康障害の防止、大気汚染の防止の観点から、アスベストが空气中に飛散することを防止する必要があり、原則として湿潤化をして行います。加えてレベル1、レベル2につきましては、飛散性の高いアスベストの撤去作業となりますので、作業場所の隔離、負圧除じん装置フィルターの使用、高濃度粉じん量に対応した防じんマスク、保護衣を適切に使用するなど、厳重なばく露防止対策を行った作業が必要となります。等級レベル3につきましては、飛散性の低いアスベスト撤去作業となり、発じん性が比較的低い作業になりますが、破碎、切断等の作業におきましては、発じん性を伴うため湿潤化を原則として、発じんレベルに応じた防じんマスクが必要となります。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

今の説明によると、建物に使用しているアスベスト、建築材料の中にアスベストがレベル1から3までであると。そういうふうなことが分かりますと、撤去するのに民間であろうが公共であろうが、工事期間と費用が同じぐらいかかるのではないかと思うのですけれど。

私は単純に言えば、これまで公共施設は、もう建物があって、そのまま売却したほうが、民間のほうはアスベストの処理とか、そういうことについては安価でやられる可能性があるんで、解体費用が安くて済むのだったら、それで早く壊して、新しく開発してもらったら、固定資産税等が入ってくるのではないかと思っていたんですけど、もうこのようにアスベストが入っていて、処理の仕方が国のほうがうるさく管理を言っておるときに、同じ費用がかかるのであれば、私はやはり今までの考え方から変えて、公共が計画を持ってアスベストの処理に取り組んで、周辺住民に安心感を与えて、そして跡地を売却して、まちの開発に続けてもらったほうがいいと思いますけれど。先ほど旧潤野小学校は、今後市のほうで解体をしたいという答弁がありましたけれど、もし売却ができなかった場合は、4つの公共施設は現状のままずっとやるのか。今後とも公募して売れない場合は、市のほうで解体を行うのか。その後、新たに出てくる公共施設については、どういうふうに現実を踏まえて取り組んでいくのか。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

質問議員がおっしゃいますとおり、これまでの市の跡地・跡施設の利活用方針というものにつきましては、市で解体を実施する場合につきましては、解体工事設計委託、それから解体工事期間として約2年程度の期間が必要であるということで、費用につきましても市で解体する場合は公共単価での積算となりますので、民間で解体するよりも一般的に高額となるため、現状有姿で売却をするという方針の下に、これまで行ってまいっておるところでございます。

それで今、質問議員がおっしゃいますように、売却物件周辺のにぎわいですとか、活力の維持強化及び生活利便性の向上など、まちづくりに資する土地利活用を図るためには、まず一者でも多くの事業者に応募していただくことが重要でございます。その上で今、おっしゃいましたように地域にとって最適な跡地利用計画を提案した事業者に売却することが、飯塚の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」に資するものと考えております。

それで今おっしゃいましたように、公共施設の売却方針につきましては、引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番 (道祖 満)

ご答弁いただきましたけれど、これまでは民間のほうが、解体費が安くつくのではないかといいことでありましたけれど、現実的にはアスベストの処理については、国の厳しい管理の下で公共であろうが民間であろうがやっていかなくてはいけないという現実がありますから、やはり地域住民に与える安心感という面からいうと、アスベストが入っている施設については、もう公共で取り組むという方針を片方で持たれたほうがいいのではないかと思うのです。それとともに先ほど言いましたように、売れなくては年間何千万円かの固定資産税が入ってこないんですから、やはり早く売却するという計画を立てるならば、その方針に従って、売るときに価格ではなく、壊すときの価格ではなく、その後の開発まで含めたトータルコストで、まちづくりについては考えていくべきだと思いますので、一層のご検討をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長 (江口 徹)

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月27日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時55分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	守光	博正
11番	川上	直喜	25番	上野	伸五
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満
14番	金子	加代			

(欠席議員 1名)

26番	瀬戸	元
-----	----	---

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠

福祉部次長 林 利恵

副市長 久世 賢治

都市建設部次長 臼井 耕治

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 中村 章

教育長 武井 政一

企業局次長 今仁 康

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大